

2017年度地方財政計画の概要と地方財政の展望

飛 田 博 史

はじめに⁽¹⁾

2016年12月22日に政府の2017年予算案が閣議決定され、同時に地方財政対策（以下「地財対策」と呼ぶ）が公表された。

今回の地財対策は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（いわゆる骨太方針2015）において明記された一般財源総額の水準の安定確保⁽²⁾を既定路線としたうえで、2015年度の国税見通しの下振れ、消費増税の延期など国地方税収の見通しが厳しい中、地方交付税（以下「交付税」と呼ぶ）総額や臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）などの財源確保策の内容が焦点となった。

また、折から経済財政諮問会議や財政制度等審議会では地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）をめぐって、地方の基金累積を理由とする地財計画の規模縮小、歳出特別枠（地域経済基盤強化・雇用等対策費）の廃止、まち・ひと・しごと創生事業費の交付税算定における成果算定の強化、臨財債への政府資金（財政融資）充当の見直し、トップランナー方式（以下「ト」方式と呼ぶ）の地財計画への反映、重点課題対応分の成果検証などの批判や指摘があり、その対応も注目された。

本稿では2017年1月25日現在の入手資料にもとづき、地財計画の概況、歳入および歳出の特徴を解説し、新年度の地方財政を展望する。

なお、本稿末には**資料1** — 国の予算と地方財政計画との関係、**資料2** — 2017年度地方財政計画関連資料、**資料3** — 2017年度普通交付税の算定方法の改正についてを掲載したので本文とあわせて参照いただきたい。

-
- (1) 本稿の執筆にあたっては、当研究所の同僚との議論を通じて、多くの知見を得ることができた。この場を借りて感謝の意を表したい
- (2) 脚注で「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保する」としている

1. 地財計画と地財対策の概況

(1) 背景

◆ 概算要求段階

まず、昨年8月末の概算要求段階での地方財政見通しをみておこう。

歳出についてはほぼ2016年度水準を維持しつつ、社会保障経費の自然増や充実分を一般行政経費の補助事業分で加算している。なお、歳出特別枠等⁽³⁾（まち・ひと・しごと創生事業費、地域経済基盤強化・雇用等対策費）や重点課題対応分については据え置いている。

一方、歳入については地方税が39.1兆円（前年度比0.9% 以下カッコ内は伸び率）と増収を見込んでいる。交付税については16.0兆円（-4.4%）と0.7兆円の減にとどめる一方で、臨財債の発行は4.7兆円（24.5%）と大幅に増やし一般財源を確保するという見通しであった。総務省からすれば、2016年度に比べて「質」が悪化したということになる⁽⁴⁾。

交付税総額を大きく切り込まざるを得なかった理由の一つは、前年度からの繰越分が見込めなかったことにある。前年度繰越分とは交付税原資となる国税5税の法定率分（所得税、法人税、消費税、酒税、地方法人税）の前年度当初見込みの上振分を翌年度に繰り越すもので、2011年度以降、数千億から1兆円規模に上っていた。しかし、2016年8月末現在で法人税等の国税が前年同月比で下振れするなかで、新年度の繰越分が見込めないことから、交付税総額の確保に消極的にならざるを得ず、これまで抑制がはかられてきた臨財債に依存せざるを得なくなったとみられる。

(3) 総務省の資料では「地域経済基盤強化・雇用等対策費」のみを「歳出特別枠」と呼んでいる。しかし、本稿では一般行政経費の内数である「まち・ひと・しごと創生事業費」についても、これを受ける交付税算定項目（人口減少等特別対策事業費、地域の元気創造事業費）が交付税法の附則に位置づけられ、臨時的な扱いであることから、地財計画におけるこれら2項目と交付税算定における需要額の3項目を「歳出特別枠等」呼ぶことにする

(4) 臨財債は後年度、元利償還金を100%交付税措置することから一般財源の一つとして位置づけられているが、最近の政府答弁では「赤字地方債」と認め、一般財源としての質ではネガティブに評価している。制度が発足した2001年度当初の政府答弁でも「赤字地方債」という説明はあったが、その後しばらくの間、通常的一般財源として位置づけており、時期によって評価が揺らいでいる

◆ 地財計画指摘事項への対応

先述のように地財計画や交付税算定をめぐっては、いくつかの指摘事項があったが、経済財政諮問会議における高市総務大臣の説明や地方財政制度審議会の意見（12月14日）などを通じて反論し、地財計画への反映はほぼなかった。ただし、後述するように地域経済基盤強化・雇用等対策費については減額存置。交付税算定では「ト」方式の対象2事業の追加。地方創生関連算定における成果指標算定の拡大などを行うこととなった。

(2) 概況（図表1、図表2）

地財計画の規模は86.6兆円（1.0%）、東京都などの不交付団体の財源保障外の経費である水準超経費を除く実質的な規模でも84.8兆円（0.6%）と概算要求の額を上回る伸びとなった。

また、一般財源総額62.1兆円（0.7%）、水準超経費を除くと60.3兆円（0.1%）で、これについても概算要求通りを確保した。

交付税総額は16.3兆円、臨財債は4.0兆円と概算要求に比べて臨財債の発行を大幅に抑制し、一般財源の特例債依存を縮小した。概算要求の試算の詳細が不明なため、その要因を特定することは困難だが、少なくとも歳入の地方譲与税について、概算要求ではマイナス見込みであったのに対して、地財計画ではプラスに見込んだことが寄与しているとみられる。

地財計画の地方税、地方譲与税等は政府の経済見通しなどを踏まえているが、当の2017年度政府経済見通しは、実質GDP1.5%、名目GDP2.5%で、税収との相関が高い名目GDPの伸び率は90年代以降の5カ年平均で一度も達成されたことのない強気の水準である。

また、主要民間調査機関14社の名目GDPの平均予測値が1.4%であり⁽⁵⁾、これらを踏まえると希望的観測による国税、地方税見通しのもとで概算要求時よりも高めの発射台を据えたといえることができる。

(5) 中国電力「エネルギー地域経済レポート」No.510、2017年1月号

<図表1> 2017年度地財計画および地財対策の全体像

(単位：兆円)

地財対策	歳 入	歳 出
○一般会計交付税加算1.3 (0.5)	財源不足7.0 (1.3)	給与関係経費20.3 (▲0.0)
○一般会計以外からの 交付税加算 交付税特会償還繰延0.1 (皆増) 交付税特会剰余金0.3 (皆増) 機構準備金0.4 (0.2)	地方交付税 法定率分 (国税決算精算後、 地方法人税含む) 14.8 (▲0.2)	一般行政経費36.5 (0.8) うち、補助19.8 (+0.8) *保育士・介護士処遇改善 0.2 うち、単独14.0 (▲0.0) うち、まち・ひと・しごと 創生事業費1.0 (前年同) うち、重点課題対応分0.25 (前年同)
○地方債増発 財源対策債0.8 (前年同) 臨時財政対策債4.0 (0.3)	地方債 (通常債) 4.0 (0.1)	投資的経費11.4 (+0.2)
	地方税 39.1 (0.4) 地方譲与税 2.5 (0.1)	単独事業のうち、 緊急防災減災事業費0.5 (前年同) 公共施設等適正管理推進 事業費0.35 (+0.15)
	地方特例交付金0.1 (0.0)	地域経済基盤強化・雇用等 対策費0.2 (▲0.25)
	国庫支出金13.5 (0.3)	維持補修費1.3 (0.1)
	その他5.9 (+0.2)	公債費12.6 (▲0.2)
		その他4.3 (+0.4)

地方財政規模 86.6兆円

* (図中の数字は兆円 カッコ内は前年度増減額、▲はマイナス)

* 四捨五入の関係で積み上げが合計と一致しない箇所あり

○一般財源総額 62.1兆円 (0.4)
(水準超経費除き) 60.3兆円 (0.0)
○地方債合計 9.2兆円

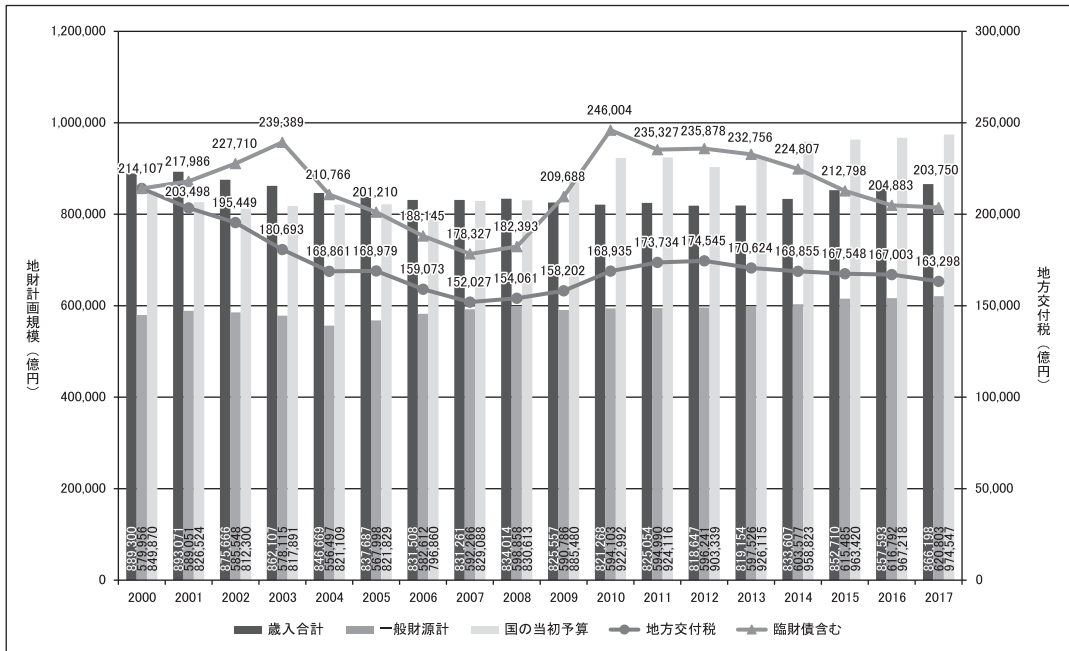
(資料) 2017年度地財計画資料より作成

ここで過去の地財計画の規模の推移などから、2017年度の地財計画を俯瞰しておこう。

図表2は2000年度以降の地財計画、一般財源総額、国の当初予算規模、交付税総額のそれぞれの推移を表したものである。

2017年度の地財計画の規模は2013年度以降5年連続の増加である。また一般財源総額については8年連続の増加である。なお、水準超経費分を除く一般財源で60兆円を

＜図表2＞ 地財計画、地方交付税の推移



(資料) 地財計画資料各年度より作成

超えたのは3年連続となる。

この間、国の予算規模も拡大の一途をたどっており、2013年度以降5年連続の増加である。

交付税総額は、臨財債を除く名目額では2013年度以降5年連続の減、臨財債を含む実質額でも同様であった。

(3) 地財対策 (図表1、図表3、図表4、図表5)

次に財源不足に対する地財対策についてみていこう。

図表3は2007年度以降の地財対策の詳細である。

財源不足額でみると過去10年間のピークはリーマンショックの影響がもっとも表れた2010年の18.2兆円で、その後は6年連続で縮小してきたが、2017年度は前年度の5.6兆円から7.0兆円へと約1.4兆円拡大した。

地財対策の主な手法は、国の一般会計加算、建設地方債の増発(財源対策債)、特例地方債の増発(臨財債)、一般会計加算以外の交付税加算の3つがあげられる。

<図表3> 地財対策（財源不足補てん）の状況

(億円)

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
一般会計加算			6,744	32,784	76,291	58,866	58,613	54,176	41,186	21,155	8,283	12,958
内訳	既往法定分		6,744	7,231	7,561	8,062	9,752	8,231	8,648	4,326	5,536	6,307
	臨時財政対策加算			25,553	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651
	別枠加算				14,850	12,650	10,500	9,900	6,100	2,300		
財源対策債の発行		15,900	15,400	12,900	10,700	9,400	8,200	8,000	7,800	7,800	7,900	7,900
臨時財政対策債の発行		26,300	28,332	51,486	77,069	61,593	61,333	62,131	55,951	45,249	37,880	40,453
内訳	既往債償還分等	26,300	28,332	23,933	23,189	23,439	22,972	26,086	29,513	30,720	35,133	33,802
	新規発行分			27,553	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651
その他		2,000	2,000	7,494	18,108	12,593	8,700	8,500	1,000	4,000	2,000	8,400
内訳	国税決算精算分の先送り			4,994	6,596							
	交付税特別会計償還先送り				7,812	7,593						1,000
	交付税特別会計剰余金活用				3,700	5,000	5,200	2,000	1,000	1,000		3,400
	公庫債権金利変動準備金活用						3,500	6,500		3,000	2,000	4,000
	減取補てん特例交付金			500								
	特別交付金	2,000	2,000	2,000								
合計（財源不足額）		44,200	52,476	104,664	182,168	142,452	136,846	132,808	105,938	78,205	56,063	69,710

(資料) 同上

◆ 一般会計加算

一般会計加算では、国が過去の地財対策において後年度に交付税措置することを交付税法で明記した既往法定分、財源不足の国と地方の折半ルールにもとづいて国が負担する臨時財政対策加算、リーマンショック後の財源対策として2015年度まで行われた別枠加算がある。

既往法定分は公共事業等臨時特例債⁽⁶⁾の利子負担額等の加算3,807億円、投資的経費（単独）と一般行政経費（単独）の一体的かい離是正分⁽⁷⁾として後年度交付税加算するとした一部の2,500億円である。

年々の財源不足により変動するのは、いわゆる国と地方の折半対象の国負担分となる臨時財政対策加算で、昨年度は2,747億円であったが、2017年度は6,651億円に

(6) 1980～90年代の臨調行革のなかで、1993年に投資的経費の国庫補助率の引き下げが恒久化され、それにとまなう地方負担の財源措置として創設されたもの

(7) 2005～2007年度にわたり行われた地財計画の決算と計画のかい離是正の結果生じた財源不足に対する後年度の地財対策のこと。当時、単独事業について投資的経費の削減と一般行政経費の増額を一般財源ベースの見合いで行った結果生じる財源不足分（投資的経費は起債充当分を含め一般行政経費の倍の削減が行われるため）について、臨財債で全額補てんした。その後、総務・財務大臣の覚え書き（2010年12月22日付け、2015年1月12日付け）にもとづき、後年度の交付税加算により調整するとされたもの

増加している。

◆ 地方債の増発

建設地方債の充当率の引き上げによる財源対策債は、公共事業の抑制基調にあるなかで、ほぼ横ばいとなっている。

一方、臨財債については、概算要求の4.7兆円から4.0兆円へと大幅に抑制された。

国と地方の折半対象の地方負担分である新規発行は、前年の2,747億円から6,651億円に増加したが、概算要求段階からすれば0.7兆円程度圧縮されたことになる。

発行額の大半は既往債償還分⁽⁸⁾であり、事実上の借り換え状態となっている。

一般財源総額のうち既往債償還分を除いた額でみると2017年度は58兆7,001億円で、2016年度に比べて5,400億円程度上回っており、過去10年間でみると最も高い水準となっている。したがって、2017年度の一般財源は「真水」としても拡充したことが認められる。

◆ 一般会計以外の交付税加算

その他の地財対策では交付税特別会計償還見送り1,000億円が2011年度以来再登場した。

現在の償還計画は2010年度を起点に見直されたもので、当時33.6兆円の借り入れ残高を2011年度の1,000億円から段階的に増やし2016年度が4,000億円、2017年度は5,000億円が予定されていた⁽⁹⁾。しかし、今回の地財対策では償還自体は続けるものの、前年度と同じ4,000億円として1,000億円を後年度に繰り延べることにした。

償還計画も見直され、2017年度から2019年度までは4,000億円を償還し、2020年度以降は1,000億円ずつ増額し、2025年度以降1兆円を償還する予定である。

交付税特別会計剰余金は、一般会計から繰り入れる交付税特別会計借入金金利の払い予算額と払い実績額の差額分で、交付税特別会計内で処分できる剰余金である。2016年度は財源不足の縮小とあいまって2009年度以来活用されなかったが、2017年度は3,400億円が充当される。

公庫債権金利変動準備金は、現在の全自治体出資の地方公共団体金融機構（以下「金融機構」と呼ぶ）の前身となる地方公営企業金融公庫より引き継いだ債権について、資金調達利子が貸付利子を上回るリスクに備えるための準備金である。金融

(8) 「等」となっているのは交付税特別会計借入金利息費を含んでいるためである

(9) 2022年度以降は毎年度1兆円の償還が予定されていた

機構は自治体の組織でありながら、同準備金は国の管理下にあり、地方公共団体金融機構法にもとづき総務大臣及び財務大臣が準備金の一部を不用と判断した場合、相当額を国庫に引き上げることとされている。準備金の活用とは、この制度にしたがい、一端国庫に引き上げた資金を交付税特別会計へ繰り入れる対策である。

同地財対策は2012年度から始まるもので、今回3回目の資金繰り入れとなった。これまでの資金状況を整理したのが**図表4**である。

2017年度は前回の繰り入れ予定残高1,000億円に加え、新規の繰入総額8,000億円のうち3,000億円を活用し、総額4,000億円を交付税財源に充てている。なお、金融機構の資料によれば同繰り入れ額は「まち・ひと・しごと創生事業費」に充当されるとしている。

これらの地財対策は従来の手法を踏襲したものであるが、近年では最も財源不足が縮小した2016年度に比べて、財源確保の手法が増え、やりくりが厳しくなった印象を受ける。そうしたなかで金利変動準備金は国の判断で捻出できるいわば埋蔵金であり、当面は財源不足が拡大した場合の地財対策として活用される見通しである。

<図表4> 公営企業金融公庫債権金利変動準備金の繰り入れ状況

期間ごとの繰り入れ総額	各年度の交付額（億円）					
	2012	2013	2014	2015	2016	2017
2012～2014年度（総額1兆円）	3,500	6,500				
2015～2017年度（総額6,000億円）				3,000	2,000	1,000
2017～2019年度（総額8,000億円）						3,000

（資料） 同上

◆ 地方交付税総額の地財対策

次に地財対策を交付税総額確保の面から経年でみたものが**図表5**である。

国税5税の法定率分で見ると2011年度以降7年連続で増加しているが、先述のように、2017年度は国税見通しの期待値が高い結果といえる。

交付税特別会計における減額分は、過去の法定率分国税見込みの下振れ分を過年度に精算する国税決算精算分が、2017年度は3,874億円である。

これには、直近の2015年度国税決算見込みの下振れを受けた当該年度精算分1,519億円（国税4税分マイナス1,455億円、地方法人税分マイナス64億円）のほか、過去の減額補正分や今回の3次補正減額分を合わせた2,355億円が含まれる。

＜図表5＞ 地方交付税総額の財源対策

(億円)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	備考
法定率分	146,196	146,657	113,334	95,530	106,101	110,517	112,304	122,194	140,270	151,471	151,634	
国税決算精算分		-2,000		-7,470	-999	-4,464	-3,808	-3,145	-2,486	-1,811	-3,874	法定率分国税見込みの下振れ分過年度精算
交付税特会借入金利子	-5,661	-5,711	-5,711	-5,712	-4,361	-2,428	-1,746	-1,729	-1,614	-1,584	-820	
交付税特会借入償還	-5,869			-7,812	-1,000	-1,000	-1,000	-2,000	-3,000	-4,000	-4,000	
国税決算精算等繰り延べ			4,994	14,408								
過年度繰越金	15,208	5,869			10,126	4,608	2,199	11,349	9,224	12,644		法定率分国税見込み上振れ分
交付税特会剰余金	2,153	2,502	2,801	3,700	5,000	5,200	2,000	1,000	1,000		3,400	交付税特会償還利払い剰余金
既往法定分		6,744	7,231	7,561	8,062	9,752	8,231	8,648	4,326	5,536	6,307	過年度地方負担分の補てん
臨時財政対策加算			25,553	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	折半対象一般会計繰り入れ
別枠加算			10,000	14,850	12,650	10,500	9,900	6,100	2,300			折半対象外一般会計繰り入れ
公庫債権準備金						3,500	6,500		3,000	2,000	4,000	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金活用
交付税総額	152,027	154,061	158,202	168,935	173,734	174,545	170,624	168,855	167,548	167,003	163,298	

(資料) 同上

一方、加算分については既述のとおりである。

2010年度前後の頃に比べ法定率分と交付税総額のかい離は小さく、地財対策の技術的な面から割り切れば、当面はその他の手法で財源確保の余地が残されているといえるだろう。

ただし、こうした手法以前に、交付税法第6条の3にもとづく法定率（交付税率）の引き上げが本来の地財対策であることに常に立ち返る必要がある。国は経済対策を理由に安易な減税、増税見送り対策を行うが、それにより地方固有の財源が損なわれることを十分に認識する必要があり、そのツケを大都市税源に求めるのは交付税法第1条の法律の目的を軽んじるものである。

2. 歳入の状況

次は歳入のポイントである。資料2の「平成29年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）」を参照されたい。

(1) 地方税、地方譲与税（図表6）

先述のように、一般財源総額の臨財債が概算要求段階よりも減少したのは、地方譲与税の増額見通しが一部寄与しているとみられる。主要因は地方法人特別譲与税の増収見通しであり、総務省の試算では2016年度当初見込みの1兆8,751億円から1兆9,887億円（6.1%）を見込んでおり、先述の経済成長を織り込んだものとみられる。

図表6は主な地方税の見込額を整理したものである。

<図表6> 主な地方税収見通し

(億円)

	(A)2016	(B)2017	対当初見込額 (B-A)	増減率
個人住民税	119,875	122,846	2,971	2.5%
うち道府県民税所得割	46,813	47,939	1,126	2.4%
うち市町村民税所得割	70,023	71,827	1,804	2.6%
法人住民税	24,911	25,812	901	3.6%
うち道府県民税法人税割	4,698	4,946	248	5.3%
うち市町村民税法人税割	14,825	15,392	567	3.8%
利子割	901	589	-312	-34.6%
配当割	2,595	1,925	-670	-25.8%
株式譲渡等所得割	1,897	1,060	-837	-44.1%
事業税	41,866	43,390	1,524	3.6%
固定資産税	88,156	89,844	1,688	1.9%
地方消費税	48,529	45,993	-2,536	-5.2%
地方法人特別譲与税	18,751	19,887	1,136	6.1%
所得税（国税）	179,750	179,480	-270	-0.2%
法人税（国税）	122,330	123,910	1,580	1.3%
消費税（国税）	171,850	171,380	-470	-0.3%

* 網掛けは特に国税と地方税の比較で注目する点

(資料) 財務省平成29年度予算案資料および総務省「平成29年度地方税及び地方譲与税収入見込額」より作成

個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税で前年度比増加を見込んでいる。

2017年度地方税制改正では、当該年度で大きな税収の変化をもたらす見直しはなかったが、個人住民税については2019年度より配偶者控除・特別配偶者控除の満額対象所得の上限を、給与収入ベースで110万円から155万円に引き上げることとなった。これによる減収分については全額国費で補てんすることとなっているが、現時点では具体的な方法は明らかにされていない。

また、道府県費負担教職員の人事権の政令市への移行にともない、2018年度より個人住民税の税率を道府県分では4%から2%へ引き下げ、政令市分では6%から8%へ引き上げる予定である。

事業税については2016年度税制改正における外形標準課税の充実で税収が平年度化した。

固定資産税については2018年度から居住用超高層建築物への課税を階数に応じて差をつけることになった。具体的には区分所有者の占有床面積の計算を実勢価格にあわせて、上層階が相対的に高くなるような課税方式へと見直す。

一方、減少見通しとなっているのは利子割等の一連の金融所得課税と地方消費税である。

地方消費税については、消費増税再延期以外に税収の増減に関わる税制改正は行われず、もっぱら制度改正以外の減収予想である。

ところが、政府の経済見通しでは民間消費の拡大が予想されるなか、他の税収見通しとは異なり、国税消費税とともに減額見通しとなっていることには違和感を覚える。

なお、地方消費税の清算基準の見直しが行われ、小売年間販売額のうち通販やインターネット販売の実績は除外されることになった。また、人口と従業者数の割合も15%、10%から17.5%、7.5%へと人口の割合を高めた。

参考値として地方法人特別譲与税をみると最も高い伸び率となっている。地方法人特別譲与税は消費増税再延期の結果、その廃止（事業税の復元）も先送りされた。先述の通り、概算要求の減少見込みとは対照的に大幅な増収見通しとなったことで、財源不足額の圧縮に寄与した。

ここで、主要税目を国の当初予算案と比較すると、所得税と消費税の見通しとの差が目立っている。

所得税については微減であるのに対し、個人住民税の増加幅は大きい。個人住民税は前年度課税であるなどの課税要件が異なるが、2016年度第3次補正では国税所得税

が減額修正されていることから、その根拠が不明である。

一方、消費税についても、地方消費税がマイナス5.2%であるのに対し、国税消費税はわずかマイナス0.3%にとどまっており、両者の見込みに大幅な差がみられる。2016年度第3次補正（1月31日成立）では税収の減額補正が行われ、そのなかで消費税も下方修正しているにもかかわらず、2017年度は国税のほうが楽観的な見通しとなっている。

消費税は交付税の基礎財源であると同時に社会保障目的税でもあり、さまざまな政策的思惑が税収見通しの違いに表れているものと推察される。ちなみに厚労省の2017年度予算では社会保障充実分の財源として、2017年度の消費税増収分を2016年度と同額の1.35兆円と見込んでいるが、これも予算案全体の国税見通しとは一致しておらず、社会保障充実の財源を粉飾している可能性が疑われる。

全体的に見て、今回の地財計画は税収等の見通しがポイントになっている。国税、地方税の積極的な税収見通しのもとで、交付税法定率分を見積もり、財源不足の拡大を抑制しつつ、消費税・地方消費税では減少を根拠に社会保障支出を一定範囲に収める。そうした構図を地財計画でも描いている印象を受ける。

（2） 地方交付税、臨時財政対策債（図表7）

交付税総額については概算要求段階でマイナス4.4%であったが、地財計画ではマイナス2.2%にとどめた。内容については前節の通りである。

また、臨財債についても概算要求段階の24.5%から6.8%に抑制された。なお、同特例債は交付税法第33条の5の2を改正し、特例発行期間を2017年度から2019年度まで延長する予定である。

基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）の伸び率の見通しは、臨財債控除前の個別算定経費（地域経済・雇用対策費、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、公債費及び事業費補正除く）で、道府県分が前年度並み、市町村分が0.5%程度増。包括算定経費は道府県分が5.0%程度減、市町村分が4.0%程度減となっており、包括算定経費については前年度の減少率に比べて縮小している。

図表7は交付税財源の国税5税に注目し、国税の当初予算見通しと法定率分（合計額は精算前）の状況をあらわしたものである。

法人税および地方法人税を除き、前年度比減となっているが、法人税が1,580億円の大増収を見込んだため、5税の合計では434億円増加している。この結果、法定

＜図表7＞ 国税5税の状況

(百万円)

	国税5税			法定率分		
	2016	2017	増減額	2016	2017	増減額
所得税	17,975,000	17,948,000	-27,000	5,949,725	5,940,788	-8,937
法人税	12,233,000	12,391,000	158,000	4,049,123	4,101,421	52,298
酒税	1,359,000	1,311,000	-48,000	679,500	655,500	-24,000
消費税	17,185,000	17,138,000	-47,000	3,832,255	3,821,774	-10,481
地方法人税	636,500	643,900	7,400	636,500	643,900	7,400
合計	49,388,500	49,431,900	43,400	15,147,103	15,163,383	16,280

(資料) 前掲「地財計画」より作成

率換算でも法人税分が522億98百万円の増加となり、法定率合計でも162億80百万円の増加となった。高い経済成長見通しによる法人税の伸びが2017年度の交付税基礎額を支える結果となった。

ところで、2017年度も国税5税決算見込みの段階で下振れが生じた場合は、2016年度第3次補正と同様に交付税の一般会計繰り入れ分を減額補正し、同時に相当額を補てんした上で、後年度の地財対策で交付税総額から複数年度にわたり分割で減額（精算）することになる。地財対策の構造からすれば、当初と補正のいずれで財源を確保するかという違いになるが、下振れした場合の後年度精算が累積すると年々の控除額が大きくなるため、新年度後半の税収見通しの振れ幅は注目点であろう。

以下は新年度の交付税算定の主なポイントである。

◆ 「ト」方式の事業追加

算定内容では「ト」方式の2016年度対象となった16業務⁽¹⁰⁾のうちで、引き続き段階的な見直し（単位費用の算定基礎となる委託料の引き下げ）が一部を除き行われる⁽¹¹⁾。

2017年度は青少年施設管理（道府県分）と公立大学運営（道府県分、市町村分）が新たに追加された。いずれも交付税の「その他の教育費」の見直しで、青少年施

(10) 学校用務員事務、本庁舎夜間警備、同左清掃、電話交換、公用車運転、学校給食（運搬）、同左（調理）、プール管理、情報システム運用、道路維持補修・清掃等、案内・受付、一般ごみ収集、体育館管理、公園管理、競技場管理、庶務業務の集約化

(11) 道府県分では体育館、競技場、プール、公園の各管理。市町村分では一般ごみ収集、学校給食（調理・運搬）、公園管理については、経費水準が据え置かれる。また、庶務業務については2016年度で完了した

設管理については3年間、公立大学運営については5年間で経費水準を段階的に引き下げる。

詳しくは資料3の「トップランナー方式の推進について」を参照されたい。

◆ 歳出特別枠等関連

地財計画の「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の削減にともない、これを受けた交付税項目の「地域経済・雇用対策費」および需要額項目に包括算入されている「活性化推進費」も削減される。

この項目は上限値のない段階補正が適用されるため、小規模自治体の需要額を大幅に引き上げてきたが、2014年度以降、段階的に縮小するなかで交付税算定の大きな変動の要因となっている⁽¹²⁾。2017年度も引き続き地財計画ベースで2,500億円が削減されることから、各自治体ではその影響を注視する必要がある。

地財計画の「まち・ひと・しごと創生事業費」は引き続き1兆円が計上され、これを交付税項目「人口減少等特別対策事業費」と「地域の元気創造事業費」で算定しており、地域活性化の必要性や成果、行革実績などによる補正係数が適用されている。

2017年度は前者については「取組の必要度」から「取組の成果」へ算定のウエイトを段階的にシフトさせることになり、3年間で1,000億円分が見直される。

後者についても「行革努力分」から「地域経済活性化分」へ算定のウエイトを1,000億円シフトさせる。

いずれも年度途中の7月頃の算定結果を待たなければ影響を評価できないが、人口減少等特別対策事業費における取組の成果指標へのシフトなどは、自治体間の地方創生施策の成果による交付税配分の格差を拡大させる可能性がある。

一方、地域の元気創造事業費における行革努力分については、経費削減努力を需要として算定する矛盾した考え方からみて、その縮小は望ましいが、地域経済活性化分のウエイトが高まることによる配分格差が上記と同様に懸念される。

詳しくは資料3の「平成29年度 人口減少等特別対策事業費の算定方法」「平成29年度 地域の元気創造事業費の算定方法」を参照されたい。

(12) 詳しくは拙稿「2016年度普通交付税算定結果の検証」『自治総研』2017年1月号を参照されたい

◆ 「市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定」

市町村合併にともなう合併算定替えの段階的終了とともに、2014年度から「市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定」が順次導入されており、5年間で総額6,700億円が予定されている。すでに旧合併市町村の支所、行政の広域化に対応した消防費や清掃費などの必要経費が一本算定⁽¹³⁾として算定されており、合併自治体では一本算定が合併算定を上回った時点で前者の算定結果を採用することになる。

2017年度以降は支所経費算定の補正の充実や学校給食経費の人口密度補正の新設、都市計画費、その他の土木費、農業行政費の単位費用の見直しなどを3年間にわたり段階的に拡充するとしている。

これらすべてが6,700億円の枠内であるかどうか不明である。いずれにしても、市町村合併後も旧市町村単位で算定すべき経費（需要額）が多岐にわたり存在することが、交付税算定を通じて年々明らかになっており、合併推進時に国がメリットとして喧伝した行政効率化の立論が誤りであったと言わざるを得ない。

◆ 福祉事務所設置町村の交付税算定

福祉事務所を任意設置している町村は2016年4月1日現在で43団体あり、これまでは特別交付税で算定されてきたが、改めて普通交付税で算定されることになった。

◆ 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から政令市への移譲

いわゆる第4次地方分権一括法（2014年5月成立、6月公布）にもとづき、都道府県から政令市への権限移譲の一環で、県費負担教職員の各種権限（給与等の負担、教職員定数、学級編成）が政令市に移譲されることとなり、あわせて道府県民税所得割の2%を政令市へ税源移譲することとした⁽¹⁴⁾。2017年4月1日の権限移譲にあわせて財源を確保することとなった。

税源移譲は2018年度税制改正⁽¹⁵⁾を待って行われる見通しであり、経過措置として「道府県民税所得割臨時交付金（仮称）」が所在道府県から政令市へ交付される予定である。なお、退職手当の分離課税分については所得割の税率を据え置き、代

(13) 合併後の新自治体として算定する方法。合併自治体は一本算定と合併算定の双方を毎回計算し、その結果を比較して、交付税の交付額が大きくなる算定結果を採用している

(14) 2013年11月14日の政令市所在道府県と政令市との合意を踏まえ、2014年度政府税制改正大綱で「県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う」ことが明記された

(15) 地方税法の具体的な見直しについては現時点では不明である

替措置として上記と同様に「分離課税所得割交付金（仮称）」が交付される予定である。

交付税算定では税源移譲分を政令市の基準財政収入額に100%算入し、道府県分からは同額控除する。なお、需要額の算定の詳細は現時点では明らかではない。

ところで個人住民税が2007年度に現在の比例税率に改正された際、政府は「応益原則が強化された」と説明している⁽¹⁶⁾。こうした課税の主旨を踏まえた場合、たとえば、神奈川県民が県としての政府サービスを前提に納めた税金を、横浜市、川崎市、相模原市の行政サービスの財源として移譲することは租税論からみて議論の余地がある。

なお、資料3の「県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲について」をあわせて参照されたい。

(3) 歳入の推移（図表8）

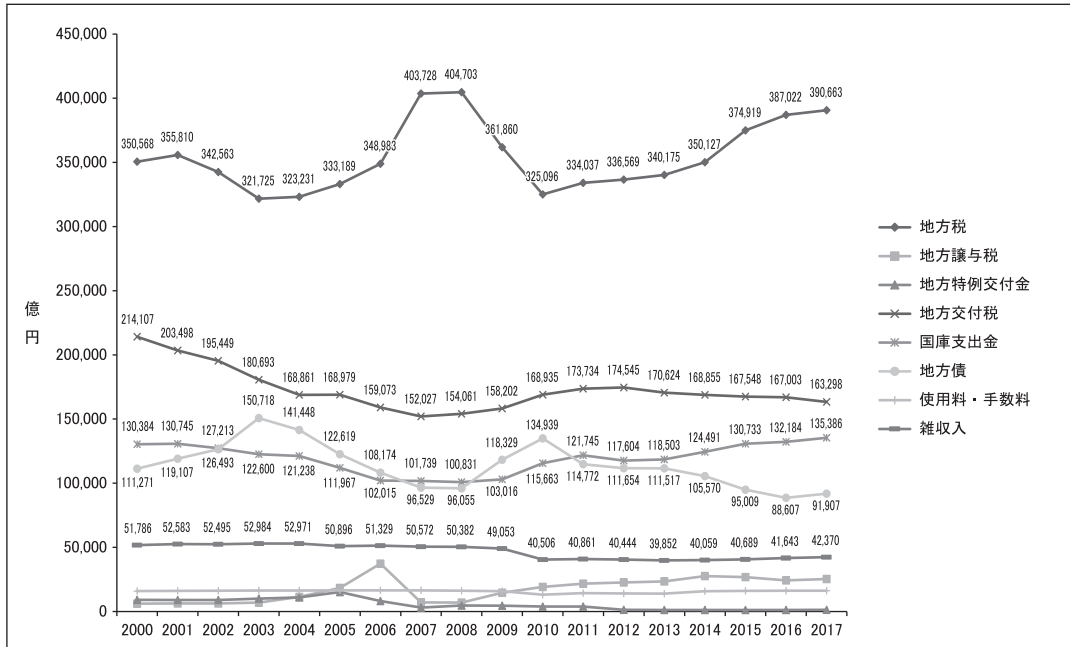
図表8は2000年度以降の各歳入項目の推移である。

地方税は2011年度以降7年連続で増加しているが、この間、地方消費増税の一方で個人住民税の国税化（地方法人税）が行われており、総額では依然としてリーマンショック前の40兆円台には達していない。

交付税と臨財債は財源不足の縮小を背景に2011～2012年度以降並行して減少してきたが、2017年度の財源不足の拡大により臨財債の増加により補てんするかたちとなっている。

(16) この場合の応益とは教科書的には政府サービスの対価ではなく、一般的な報償という意味である

＜図表8＞ 地方財政計画（歳入）の推移



(資料) 同上

3. 歳出の状況

歳出については地域経済基盤強化・雇用等対策費が減額存置された一方で、削減分の見合いを社会保障経費の充実（保育士・介護人材等の処遇改善）と公共施設等最適化事業の拡充を新規計上したことで相殺したこと。また、消費増税再延期のなかで子ども子育て支援等の推進をはかる経費を保障した点などが注目される。

(1) 給与関係経費（図表9、図表10）

給与関係経費は地方公務員の世代交代が進み退職手当が減少しているが、退職手当を除けば、人事院勧告を踏まえた給与改定と賞与の伸びなどを織り込み0.5%増となっている。

経費総額を2000年度以降の推移でみると、前年度の給与の臨時削減の復元が行われた2014年度を除けば2002年度以来の前年度比増、退職手当を除けば4年連続の増加で

ある。

図表9は2010年度以降の給与関係経費（退職手当、その他給与費のうち恩給費を除く）の推移を表したものである。

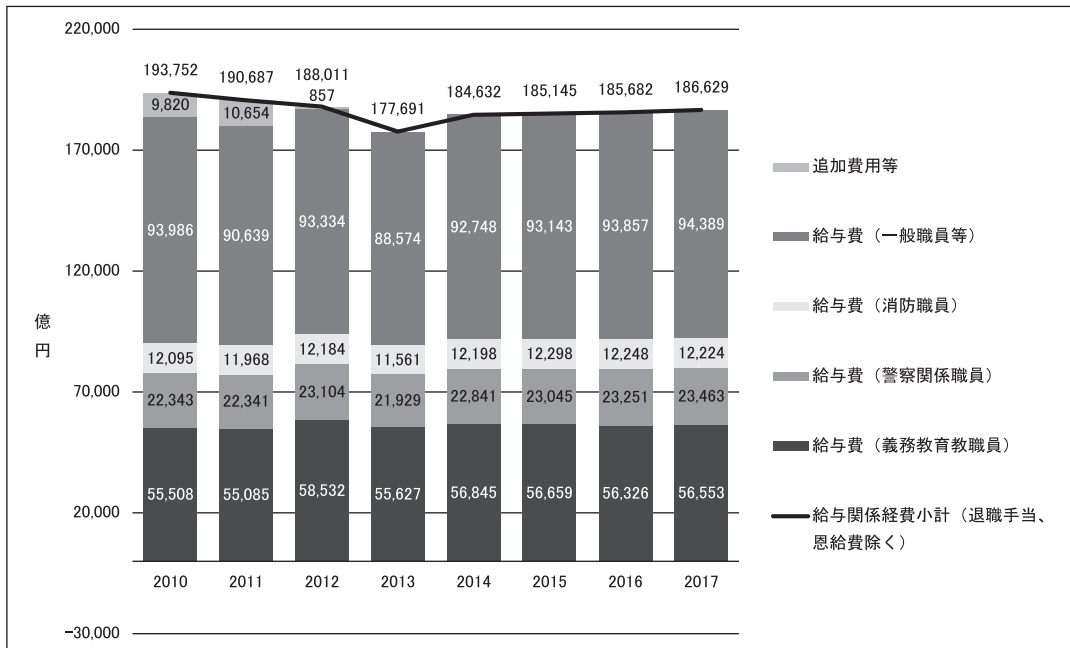
2017年度は18兆6,629億円で先述の通り4年連続で増加している。内訳で見ると2017年度は消防職員を除き前年度比増となっており、義務教育教職員は2014年度以来の増加、警察関係職員と一般職員等は4年連続の増加となっている。

続いて図表10は地財計画上の職員数の推移である。

2017年度は230万2,357人と総数では減少傾向にあるが、一般職員⁽¹⁷⁾でみると96万4,329人、前年度比で128人、一般職員のうち高校事務職員等を除くと360人の増加となっている。これは2000年度以降では初めてのことである。

これまで、三位一体改革を経て、集中改革プランなどの地方公務員の合理化が国によって断行されてきたが、ようやく量的削減の限界点に近づいたとみることができる。

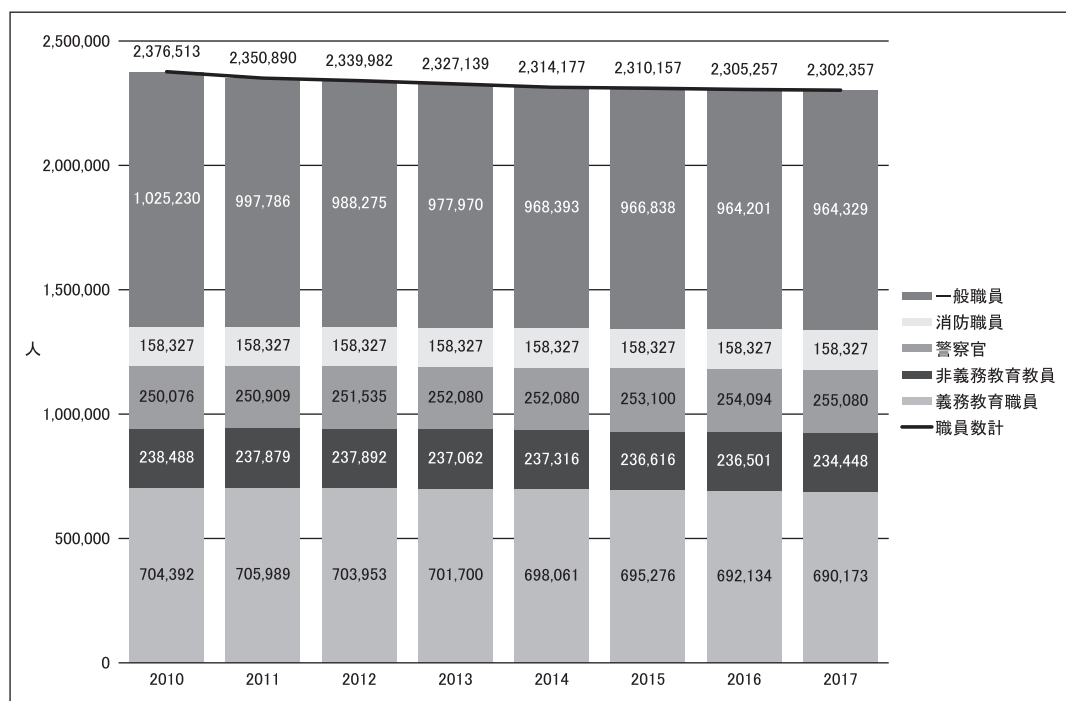
<図表9> 給与関係経費（退職手当、恩給費除く）の推移



(資料) 同上

(17) 高校事務職員等、警察事務職員、その他一般職員、補助職員等が含まれる

<図表10> 給与関係経費計画人員の推移



(資料) 同上

今後、社会保障における対人サービスの充実が求められるなかではそれに応じた人員の拡大がむしろ必要である。

ところで先述の「ト」方式では交付税算定における給与費を委託料に移行させ、経費水準を引き下げる見直しが行われているが、地財計画の給与関係経費では2016、2017年度とも給与費削減の影響は確認できない。少なくとも「ト」方式は地財計画の給与関係経費には反映されていないものと結論づけられる。

(2) 一般行政経費

一般行政経費については総額で2.1%の伸びとなっているが、補助事業の4.1%の伸びによるものであり、生活保護（特に医療扶助）、子育て支援、障害者自立支援、国保関連などの医療・社会保障経費の自然増や政策充実によるものである。

一方、単独事業はマイナス0.1%とほぼ横ばいとなっている。

単独事業は、地方の実態などを踏まえ包括的に計上されており、具体的な内容は示

されていないものの社会保障、教育、治安、産業政策、環境、防災などが含まれている⁽¹⁸⁾。単独事業といっても制度上の実施義務をともなうものが多い。自治体政策の裁量を尊重した一般財源の確保のためには、単独事業を充実させることが必要である。

2017年度は子育て支援を中心とする社会保障の充実分や国保事業費関連などが計上されているものの経費総額としては微減となっており、金額面での財源保障の充実には結びついていない。概算要求では0.2%の微増とされていたが抑制される結果となった。

このほかでは貸付金1兆9,178億円などが計上されている。

以下は一般行政経費に関する新年度のポイントである。

◆ 社会保障の充実

消費増税では、その1%相当を社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）の充実に対応する予定となっていたが、消費増税の2019年10月の再延期にともない、引き上げ相当の追加財源を確保することができなくなった。国はその上で子育て支援や国保の財政支援などについては予定通り充実をはかるとしている。

資料2の表中にあるように2017年度の「社会保障の充実」の全体像は、国、地方をあわせた公費総額は子ども子育て支援として6,958億円。2018年度へ向けた国民健康保険事業の都道府県移管に備えた財政安定化基金の造成⁽¹⁹⁾などの財政支援として1兆1,130億円。年金国庫負担が299億円、合計1兆8,388億円である。

このうち地方負担分となる7,877億円は地財計画における財源保障の対象となる。

このほか、一億総活躍プラン（2016年6月2日閣議決定）の一環で保育士・介護人材等の処遇改善についても新たに地財計画に計上される。

保育や介護の人材不足によるサービス過少がもたらす待機児童や介護離職などの課題を改善するために、保育士については2%（月額約6,000円）、介護士については月額平均1万円程度の処遇改善をはかる。いずれも国庫負担事業であるため地財計画の一般行政経費の補助事業に計上され、総額は2,000億円程度。このうち地

(18) 会計検査院「地方財政計画及び地方公務員の特殊勤務手当等の状況について」2012年4月参照

(19) 国保事業の2018年度都道府県移管にともない、医療報酬給付増や保険料未納などの財源確保のために、都道府県レベルで基金を造成することになり、消費増税の財源をもとに2018年度までに2,000億円の国費投入が予定されていた。ところが増税再延期にともない当面の財源が確保できないことから、国と地方の協議により積立てスケジュールの延期が決定され、2017年度は1,100億円（累計で1,700億円）を確保し、2020年までに満額の積み立てをすることとなった

方負担分1,000億円程度となる。なお、これらの対策は一時的な予算措置ではなく恒久化が予定されている。

社会保障の充実の財源は既存の消費増税増収分3%相当1.35兆円に医療費抑制などによるいわゆる重点化・効率化により捻出した0.49兆円、合計1.84兆円が確保されている。ただし、消費増税増収分は2016年度当初予算とほぼ同額と見込んでおり、その後の補正予算で約3,840億円を減額修正した実績は加味されておらず、実際の財源確保の局面では財源不足となるリスクを抱えている。

なお、2017年度の社会保障の充実については、**資料2**の「平成29年度の『社会保障の充実』等」、**資料3**の「『ニッポン一億総活躍プラン』に基づく保育士や介護人材等の処遇改善に対応した普通交付税の算定について」を参照されたい。

◆ その他の単独事業

単独事業の別立てで、地方創生関連のまち・ひと・しごと創生事業費と重点課題対応分が計上されて、今年度の同額で存置されている。

なお、先述の通り、まち・ひと・しごと創生事業費を受けた交付税算定では、成果指標等への算定のウエイト付けの見直しが行われる。

(3) 維持補修費

概算要求通り3.5%の伸びとなった。総額に占める割合は小さいものの、老朽化問題を背景に2014年度以降積極的に増額がはかられており、新年度においても、一般的な増額に加え、後述する公共施設等の適正管理の推進にあわせた300億円が追加計上されている。

(4) 投資的経費（図表11）

投資的経費についても1.4%と概算要求通りとなった。

直轄・補助事業はマイナス0.7%となる一方で、緊急防災・減災事業や公共施設老朽化対策などの単独事業が寄与している。

以下は投資的経費に関する新年度のポイントである。

◆ 緊急防災・減災事業費

概要は**資料2**の「緊急防災・減災事業の拡充・延長」に記載されている。

同事業は2013年度の地方公務員給与の臨時削減対応分として、単独事業の防災・減災事業費4,550億円が地財計画に計上されたことに始まり、翌年度以降、投資的

経費の単独事業に位置づけられた。地方債充当率100%、元利償還金の交付税措置（後年度の需要額算入）70%となっている。

同事業の実施期間は2016年度を期限としていたが、地方側より事業の延長を要望する声が強く、2020年度まで延長し、事業対象についても拡大をはかった。

具体的には、空調やW i - F i等の指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設、全国瞬時警報システム（Jアラート）の充実、消防の広域化又は共同化にともなう高機能消防指令センターの整備などである。

◆ 公共施設等適正管理推進事業費

図表11は2017年度の公共施設老朽化対策にともなう起債事業の充実の内容である。

公共施設老朽化対策では、近年の公共施設の老朽化の進展や人口減少社会の現状を踏まえ、公共施設の効率的運用を促進するために2015年度に「公共施設等最適化事業費」1,000億円が地財計画に計上され、翌年度以降2,000億円に増額された。

地方自治体が策定する「公共施設等総合管理計画」にもとづき、公共施設の集約化、複合化をはかる事業を対象に地方債を充当することとした。

施設の除却を除く事業期間は2015～2017年の3年間で、集約化・複合化事業について「公共施設最適化事業債」を新設、転用については既存の「地域活性化事業債」

<図表11> 公共施設等老朽化対策関連起債の概要

	事業目的	地方債	起債 充当率	交付税算入率 (元利償還)	期 間	備考
従 来	集約化・複合化	公共施設最適化事業債	90%	50%	2015～2017年度	公共施設等総合管理計画策定・提出等が条件
	転用	地域活性化事業債	90%	30%	2015～2017年度	
	除却	一般単独事業債	75%		2014年度から当分の間（2014年3月20日 地方財政法改正附則第33条の5の8）	
拡 充	集約化・複合化	公共施設等適正管理 推進事業債	90%	50%	2017～2021年度	
	転用		90%	30%		
	長寿命化			元利償還 75%に対し30%	2017～2020年度	
	立地適正化		90%			
	市町村役場機能 緊急保全事業			2017～2021年度		
除却	90%					

(資料) 同上

の適用を拡充し、いずれも起債充当率90%、元利償還金の交付税措置50%とした。

また、除却事業については2014年度の地方財政法第5条改正により、当分の間として一般単独事業債の充当が可能となり、当時は起債充当率75%とした。

今回、これらの適債要件と期間が見直され、事業期間を2021年まで5年間延長し、公共施設等適正管理推進事業債と改称したうえで、上記3事業（集約化・複合化、転用、除却）を一括対象とし、さらに長寿命化事業、立地適正化事業、市町村役場機能緊急保全事業を対象として追加した。

起債充当率は引き続き90%（除却については75%から引き上げ）であるが、元利償還金の交付税措置率は事業ごとに異なり、除却事業を除き30～50%となっている。

以上のような事業延長、拡大を踏まえて、2017年度地財計画においても「公共施設等適正管理推進事業費」と改称し、事業規模を3,500億円に拡大した。

なお、起債充当残の一般財源充当分については自治体の基金活用を求めており、背景には自治体の基金累積に対する財務省批判があるものと推察される。

(5) 地域経済基盤強化・雇用等対策費（図表12）

リーマンショック後の財源対策として地財計画に包括的に算入されてきた、いわゆる歳出特別枠である地域経済基盤強化・雇用等対策費は、平時モードへの回帰へ向けて2014年度以降段階的に縮小され、2017年度の廃止も検討されてきたが、結局、2,500億円削減し1,950億円で存置された。

ただし、同経費の削減分に代わる事実上の経費として、先述の保育士・介護人材の処遇改善の地方負担分1,000億円および公共施設等適正管理推進事業費の増額分1,500億円が算入され、地財計画規模は維持されている。

図表12は2014年度以降の地域経済基盤強化・雇用等対策費の削減にともなう、実質的な経費振替の状況である。

2014年度以降総額で1兆3,500億円が削減され、地域の元気創造事業費、まち・ひと・しごと創生事業費、重点課題対応分、一億総活躍プランといった一般行政経費単独事業や公共施設等老朽化対策経費として投資的経費の単独事業、維持補修費の充実などへ振り替えられている。

ただし、マクロベースでは地域経済基盤強化・雇用等対策費の削減が相殺されているものの、ミクロベースとなる交付税算定では、歳出特別枠等への依存度が高い小規模自治体などにおいて削減の影響が大きくなる可能性がある。

＜図表12＞ 歳出特別枠の削減にともなう実質的な経費振替対策

(億円)

		2014	2015	2016	2017	累計
地域経済基盤強化・雇用等対策費削減額		-3,000	-3,500	-4,500	-2,500	-13,500
実質的な振替経費	地域の元気創造事業費	3,000				3,000
	まち・ひと・しごと創生事業費		1,500			1,500
	公共施設等最適化事業費（公共施設等適正管理推進事業費）		1,000	1,000	1,500	3,500
	維持補修費の充実		1,244	597		1,841
	重点課題対応分			2,500		2,500
	一億総活躍プラン(保育士・介護士処遇改善)				1,000	1,000

(資料) 同上

(6) 歳出の推移（図表13）

図表13は2000年度以降の歳出の推移である。

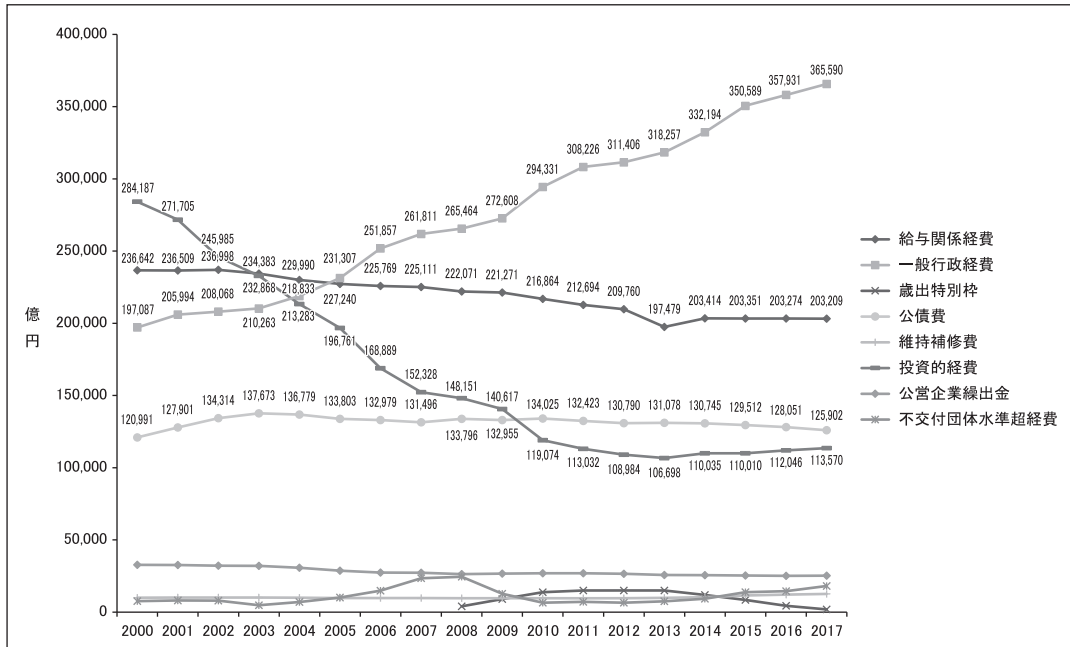
社会保障経費の増加を背景に一般行政経費は増加の一途をたどっているが、最近ではもっぱら補助事業の増加による。

給与関係経費は三位一体改革（2004～2006）、集中改革プラン（2007～2009）、給与制度総合見直し（2015～2017）、毎年度の人事院勧告や全国の人事委員会勧告などの結果を通じて推移してきたが、退職手当を除く給与では2014年度以降ほぼ下げ止まっている。

投資的経費も三位一体改革以降、削減の一途をたどってきたが、公共施設の老朽化対策や減災防災対策などの必要性から下げ止まり、微増に転じている。

地域経済基盤強化・雇用等対策費がほぼゼロに近づくなかで、歳出特別枠等を除けば全体としてさらなる削減の項目や根拠が少なくなっている。今後は2016年の財政制度等審議会建議などで指摘された、一般行政経費などの単独事業の中身をめぐり議論が活発化することが予想される。

＜図表13＞ 地方財政計画（歳出）の状況



(資料) 同上

4. 展 望

一般財源総額確保のスケジュール内にある2017年度地財計画は、財源保障上の大きな懸念材料は見当たらなかったが、中長期の展望も含めいくつかの課題をあげておこう。

(1) マクロの安定、ミクロの不安定

一般財源総額の安定確保の一方で、交付税算定においては個別自治体による需要額の変動幅が大きくなる可能性がある。

第一に先述の通り、歳出特別枠等のさらなる削減によるものであり、とりわけ段階補正の割り増しが大きくなる町村部では需要額の算定結果が大きく振れる可能性がある。

第二に算定基礎となる測定単位の見直しである。2016年度算定では需要額の大きな割合を占める測定単位の人口が、2015年国勢調査（以下「国調」と呼ぶ）人口の速報

値に置き換わった。2015年国調人口では調査以来初の減少に転じ、大都市部を除けば多くの市町村で減少している。町村部などの減少幅が大きい自治体では、需要額算定におけるマイナス要因となっている。

2017年度算定では2015年国調人口の確定値による数値変動に加え、高齢者人口や世帯数などの置き換えが行われるため、人口関連数値の変動がもたらす交付税算定の影響が注目される。

ただし、これらの影響を補正係数で緩和する措置（数値急減補正など）が講じられるため、必ずしも大きな影響になるとは限らないが、歳出特別枠等が、小規模自治体を中心に大幅に需要額を引き上げてきたことから、その見直しと測定単位の減少があいまって一定の反動は避けられないと推察される。

（2） 2018年、2020年問題

先述のように、地財計画の一般財源水準の安定確保は2015年骨太方針にもとづいており、2018年度までは同水準を実質的に確保することが約束されている。したがって、地財計画、地財対策はその枠内で2018年度までは微調整にとどまると予想される。

しかし、現時点でその先の議論は行われておらず、財源保障の水準は不透明である。もし、2019年10月の消費増税が凍結される事態となれば、さらなる削減圧力がかかる可能性がある。

昨年後半に財務省が自治体の積立金の増加による決算と計画の乖離などを批判し、地財規模自体を問題視したことは、その先鞭をつけたものとみることできる。

このほか、国の地方創生総合戦略の期間は2020年度が目処であり、戦略の継続性もあてにはならない。そのため1兆円分の一般財源総額を支えているまち・ひと・しごと創生事業費の先行きも不透明であり、2019年度以降の削減対象になる可能性がある。

拙著（『自治総研』2016年1月号、2月号等）などでしばしば指摘しているように、一連の歳出特別枠等は臨時的かつ包括的経費項目であり、こうした経費に依存した一般財源総額の確保は財源保障の予見可能性や安定性を損なうものである。

現在の地財規模および一般財源総額が地方自治体にとって最低限堅持すべき水準であるとしたならば、地方側としてこのような包括的な経費の経常経費化の検討が求められる。たとえば地方六団体として既存の単独事業経費の充実や新設を検討し、必要に応じて国と地方の協議の場などで提案する必要がある。

そうしたなかで、地域経済基盤強化・雇用等対策費の削減の地財対策として、公共

施設等の老朽化対策経費や維持補修費が増額されたことは、臨時的経費の経常経費化の方向として評価できる。

(3) 数値減少時代の「合理的、かつ、妥当な水準」

2015年度国調により人口総数が減少に転じ、人口減少社会が実際のものとなった。

このことは財源保障の前提にも大きな影響をあたえる。

地財計画では人口減少を織り込んだ見通しは確認されないものの、交付税算定では2015年度国調にもとづき、2016年度および2017年度にわたりいくつかの測定単位数値が置き換えられる。

2016年度算定では、人口関連（人口、高齢者人口、世帯数、戸籍数等）に関わる需要額の割合は道府県分で4割、市町村分で78%にもものぼり、人口関連の減少は中期的には急速な需要額の減少をもたらすだろう。とくに人口減少の著しい町村部では増加項目がないまま急激な交付税の減少をもたらす、人口の動向が極端な財政格差をもたらす可能性がある。

そうした算定結果が町村の財源保障の水準として適当なものであれば問題ないであろうが、極端な一般財源の縮小となるならば、測定単位や算定項目のあり方自体の再検討も視野に入れる必要がある。たとえば、単なる人口減少ではとらえられない、水源環境や森林の維持管理、地域コミュニティ維持など、縮小社会のなかでの自治体の役割などを財政需要として再設定することなどが考えられる。

「田園回帰」に象徴されるように、農山漁村などが人々の新たなビジネスやライフスタイルの場として再評価されるなかで、そうした地域を支える新たな財政需要を検討する時期に来ているのではないだろうか。

○補論 — 交付税算定の歳出特別枠等の現状

地財計画の臨時的な包括項目である「地域経済基盤強化・雇用等対策費」および一般行政経費の内数である「まち・ひと・しごと創生事業費」は、交付税算定ではそれぞれ地域経済・雇用対策費、人口減少等特別対策事業費・地域の元気創造事業費として算入されており、本稿では歳出特別枠等と総称する。

これらの需要項目は小規模自治体の需要額を割り増しする段階補正と経済社会指標や行

革実績などにより割り増しする経常態容補正が適用される。とりわけ段階補正は地域経済・雇用対策費では上限がなく、その後も高い上限値となっており、小規模自治体の需要額に占める割合は高い。それゆえにその削減にともなう影響も大きいものと推察される⁽²⁰⁾。

そこで2016年度の市区町村の交付税算定結果のデータを用いて、個別算定経費（公債費を除く）に占める歳出特別枠等の割合の分布状況を検証してみた。

◆ 概況

まず、個別算定経費に占める割合は交付・不交付団体全体で3.9%で、これは需要額の産業経済費（農業行政費、林野水産行政費、商工行政費）の2.8%を上回っている。交付団体でみると4.1%で、これも産業経済費の3.0%を上回っている。

歳出特別枠等の内訳では地域経済・雇用対策費は0.5%、地域の元気創造事業費が1.3%、人口減少等特別対策事業費が2.1%で、地財計画のまち・ひと・しごと創生事業費1兆円分を算定する後者2つの項目で割合が高い。

◆ 歳出特別枠等の個別算定経費に占める割合 — 市区町村

図表14は歳出特別枠等の個別算定経費に占める段階別の割合を市区町村数（特別区は1団体とみなす）および町村数の分布状況でみたものである。

市区町村の分布割合の最も高いのが5%以上10%未満の категорияで44%（756団体）を占めている。全国平均では3.9%であったが団体数ではこれよりも高い割合に集中していることがわかる。さらに10%以上の4つの categoria を合わせると22%（378団体）を占めており、歳出特別枠等の需要額における寄与度が高い。

さらに町村についてみたのが図表14の下段のグラフである。

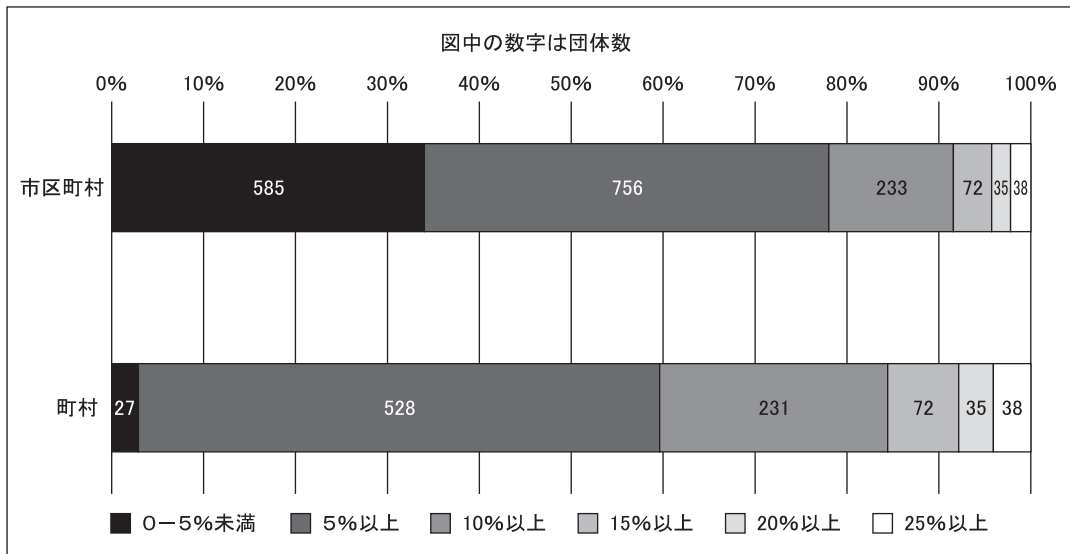
分布割合が最も高いのが5%以上10%未満の categoria で57%（528団体）、ついで10%以上15%未満の categoria で25%（231団体）と、町村における歳出特別枠等の依存度がより高く表れており段階補正が効いていることがわかる。

図表15は市区町村団体数の分布を都道府県別にみたものである。

分布状況には大きな差がみられるが、おおむね東京都、愛知県、大阪府を中心とする大都市圏域で0.5%未満の団体数が多くみられ、これとは対照的に北海道、東北各県、長野県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県など、比較的人口規模の小さい市あるいは町村を多く抱える道県で5%以

(20) 2016年度の交付税算定における歳出特別枠等の影響については、拙稿「2016年度普通交付税算定結果の検証」『自治総研』2017年1月号において、長野県内市町村を事例に検証しているので、そちらを参照されたい

＜図表14＞ 歳出特別枠等の個別算定経費に占める割合の分布状況



(資料) 総務省ホームページ「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成

上の分布が高くなっている。

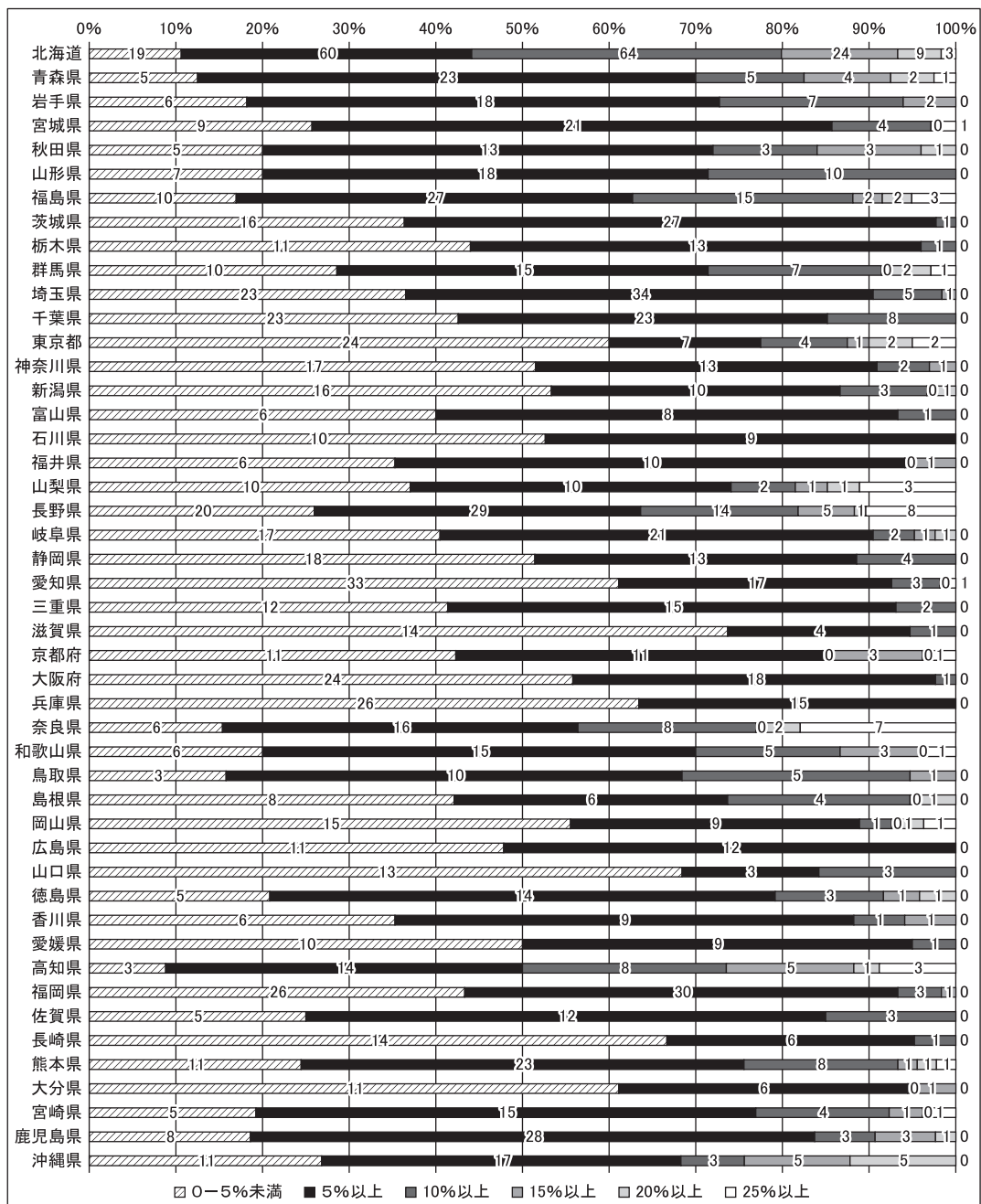
なかでも北海道、福島県、長野県、奈良県、和歌山県、鳥取県、高知県、沖縄県では10%以上のカテゴリーが市町村の3割以上を占めており、長野県や奈良県など人口1,000人未満の町村が多いところでは25%以上のカテゴリーが1割を超えている。

2017年度は地域経済基盤強化・雇用等対策費の2,500億円の削減により、交付税算定では地域経済・雇用対策費の単位費用が大幅に引き下げられる。歳出特別枠等に占める「対策費」の割合は小さくなったものの、小規模自治体を中心に新年度の算定の動向が注目される。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：地方財政計画／一般財源総額／公庫債権金利変動準備室／
公共施設等適正管理推進事業／歳出特別枠／トップランナー方式

<図表15> 個別算定経費（公債費除く）に占める歳出特別枠等の依存度分布状況



図中の数字は市区町村数

(資料) 同上

【参考文献】

石原信雄『新地方財政調整制度論 改訂版』ぎょうせい、2016年

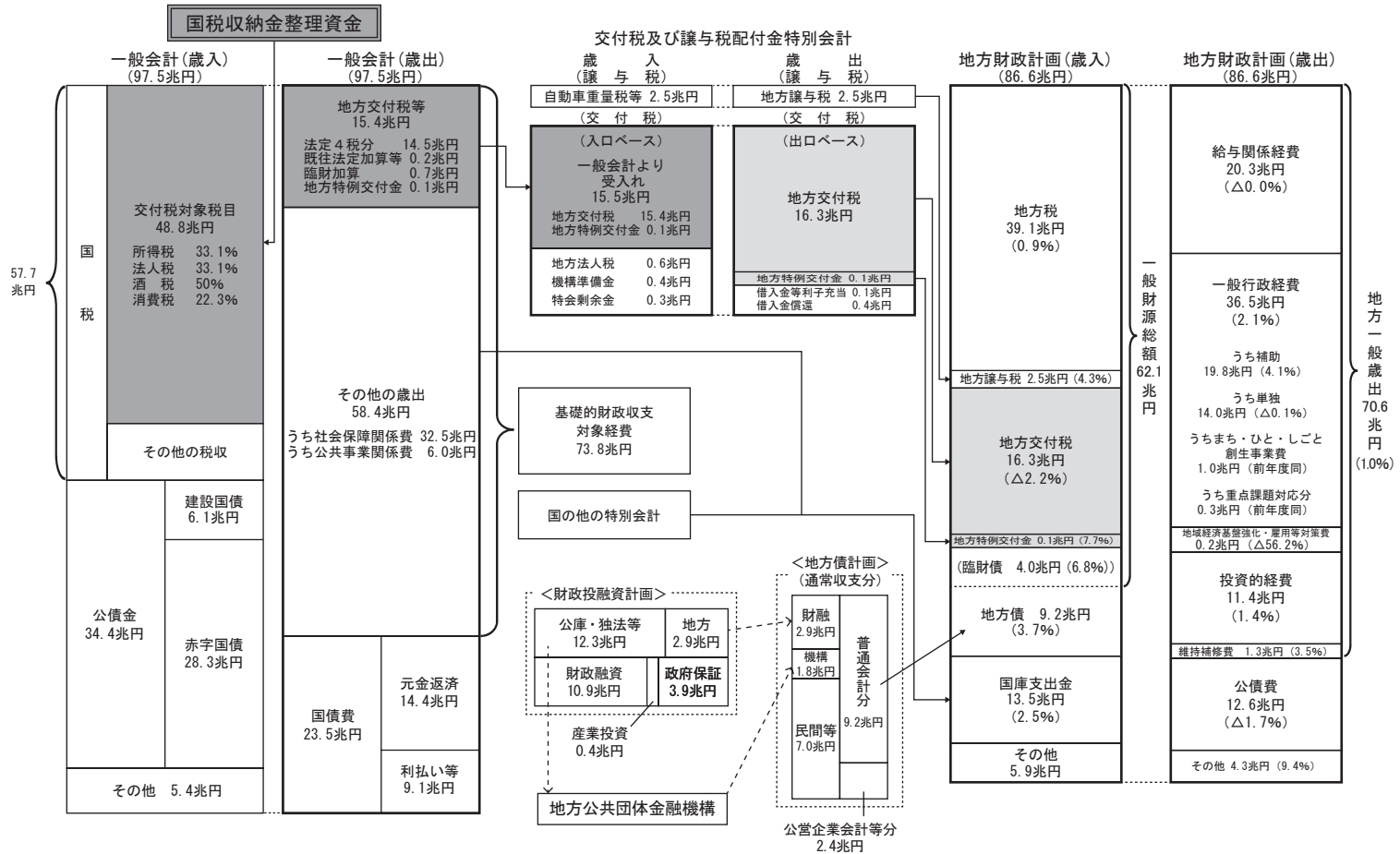
神野直彦『財政学 改訂版』有斐閣、2007年

沼尾波子「地方創生の課題 — 持続可能な地域の暮らしを創るために」『自治実務セミナー』2017年1月号

藤田浩『田園回帰1%戦略：地元にと仕事を取り戻す（シリーズ田園回帰）』農文協、2015年
地方財務協会「地方財政」2016年5月号、9月号

総務省「平成29年度地方財政計画」関連資料

<資料1> 国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（2017年度当初）



※表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。

(資料) 参議院総務委員会調査室「地方財政データブック」の図を元に作成

<資料 2 >

平成 29 年度地方財政計画のポイント

総務省自治財政局
平成 29 年 月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額について、社会保障の充実分の確保も含め、平成 28 年度を 0.4 兆円上回る 62.1 兆円を確保
- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税(交付ベース)について 16.3 兆円を確保。あわせて臨時財政対策債の増を+0.3 兆円に抑制
- ・ これにより概算要求時点における地方交付税の減と臨時財政対策債の増を可能な限り抑制

(参考: 概算要求時点)

地方交付税: 16.0 兆円(対前年度▲0.7 兆円) 臨時財政対策債: 4.7 兆円(対前年度+0.9 兆円)

一般財源総額	62.1 兆円(+0.4 兆円、前年度 61.7 兆円)
一般財源総額(水準超経費除き)	60.3 兆円(+0.04 兆円、同 60.2 兆円)
・ 地方税	39.1 兆円(+0.4 兆円、前年度 38.7 兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.7 兆円(+0.1 兆円、同 2.6 兆円)
・ 地方交付税	16.3 兆円(▲0.4 兆円、同 16.7 兆円)
・ 臨時財政対策債	4.0 兆円(+0.3 兆円、同 3.8 兆円)

(2) 公共施設等の適正管理の推進等

- ・ 公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の「公共施設等最適化事業費」(28) 0.2 兆円)について、長寿命化対策等を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上(29) 0.35 兆円)
- ・ 一億総活躍社会関連施策(保育士・介護人材等の処遇改善)に必要な経費を計上(29) 0.2 兆円)
- ・ まち・ひと・しごと創生事業費について、引き続き1兆円を確保
- ・ 緊急防災・減災事業費を拡充し、復興・創生期間である平成 32 年度まで4年間延長(29) 0.5 兆円)

(3) 歳出特別枠の見直し

- ・ 平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保(0.25 兆円)した上で、同額を歳出特別枠(28) 0.45 兆円)から減額(29) 0.2 兆円)

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保(29) 0.5 兆円)

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		29年度 A	28年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税・地方譲与税等	41.7	41.3	0.5	1.2
	地方交付税	16.3	16.7	▲ 0.4	▲ 2.2
	国庫支出金	13.5	13.2	0.3	2.4
	地方債	9.2	8.9	0.3	3.7
	臨時財政対策債	4.0	3.8	0.3	6.8
	臨時財政対策債以外	5.1	5.1	0.1	1.4
	その他	5.8	5.7	0.1	1.8
	計	86.6	85.8	0.9	1.0
	一般財源総額	62.1	61.7	0.4	0.7
	(水準超経費除き)「一般財源」	60.3	60.2	0.0	0.1
歳 出	給与関係経費	20.3	20.3	▲ 0.0	▲ 0.0
	一般行政経費	36.6	35.8	0.8	2.1
	うち補助分	19.8	19.0	0.8	4.1
	うち単独分	14.0	14.0	▲ 0.0	▲ 0.1
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.2	0.4	▲ 0.3	▲ 56.2
	公債費	12.6	12.8	▲ 0.2	▲ 1.7
	維持補修費	1.3	1.2	0.0	3.5
	投資的経費	11.4	11.2	0.2	1.4
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費 ※平成28年度は公共施設等最適化事業費	0.4	0.2	0.2	75.0
	その他	4.3	4.0	0.4	9.4
	計	86.6	85.8	0.9	1.0

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

平成 29 年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
平成 29 年 月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成 29 年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	86兆6,198億円（前年度比+ 8,605億円、+1.0%）
② 地方一般歳出	70兆6,333億円（同 + 7,196億円、+1.0%）
③ 一般財源総額	62兆 803億円（同 + 4,011億円、+0.7%）
・水準超経費除き	60兆2,703億円（同 + 411億円、+0.1%）
④ 地方交付税の総額	16兆3,298億円（ 28 16兆7,003億円、▲ 3,705億円、▲ 2.2%）
⑤ 地方税及び地方譲与税	41兆6,027億円（ 28 41兆1,344億円、+ 4,683億円、+ 1.1%）
⑥ 臨時財政対策債	4兆 452億円（ 28 3兆7,880億円、+ 2,572億円、+ 6.8%）
⑦ 財源不足額	6兆9,710億円（ 28 5兆6,063億円、+1兆3,647億円、+24.3%）

2 東日本大震災分

（1）復旧・復興事業	
① 震災復興特別交付税	4,503 億円（ 28 4,802 億円、▲ 299 億円、▲ 6.2%）
② 規模	1 兆 2,842 億円（ 28 1 兆 7,799 億円、▲4,957 億円、▲27.8%）
（2）全国防災事業	
規模	946 億円（ 28 1,310 億円、▲ 364 億円、▲27.8%）

II 通常収支分

地方が一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成28年度を0.4兆円上回る額を確保

1 地方財源の確保

一般財源総額 62兆 803億円（前年度比 +4,011億円、+0.7%）

一般財源（水準超経費除き）の総額 60兆 2,703億円（同 +411億円、+0.1%）

※ 一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 67.0%（~~28~~ 67.5%）

・ 地方税	39兆 663億円（前年度比+ 3,641億円、+ 0.9%）
・ 地方譲与税	2兆 5,364億円（同 + 1,042億円、+ 4.3%）
・ 地方交付税	16兆 3,298億円（同 ▲ 3,705億円、▲ 2.2%）
・ 地方特例交付金	1,328億円（同 + 95億円、+ 7.7%）
・ 臨時財政対策債	4兆 452億円（同 + 2,572億円、+ 6.8%）

地方債総額 9兆1,907億円（前年度比 + 3,300億円、+3.7%）

臨時財政対策債 4兆 452億円（同 + 2,572億円、+ 6.8%）

臨時財政対策債以外 5兆1,455億円（同 + 728億円、+ 1.4%）

・ 通常債	4兆 3,555億円（前年度比 +728億円、+ 1.7%）
・ 財源対策債	7,900億円（同 0億円、0.0%）

2 地方交付税の確保

地方交付税総額（出口ベース） 16兆 3,298億円（前年度比 ▲3,705億円、▲2.2%）

<参考>概算要求時点 15兆 9,588億円（前年度比 ▲7,414億円、▲4.4%）

【一般会計】	15兆 4,343億円
① 地方交付税の法定率分等	14兆 1,385億円
・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	14兆 5,195億円
・ 国税決算当該年度精算分	▲ 1,455億円

・ 国税減額補正精算分 (㉓、㉔、㉕)	▲ 2,355 億円
② 一般会計における加算措置	1兆2,958 億円
・ 折半対象以外の財源不足における補填 (既往法定分等)	6,307 億円
・ 臨時財政対策特例加算	6,651 億円
【特別会計】	8,955 億円
① 地方法人税の法定率分等	6,375 億円
・ 地方法人税の法定率分	6,439 億円
・ 地方法人税決算当該年度精算分	▲ 64 億円
② 交付税特別会計借入金償還額	▲ 4,000 億円
③ 交付税特別会計借入金支払利子	▲ 820 億円
④ 交付税特別会計剰余金の活用	3,400 億円
⑤ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	4,000 億円

(参考) 地方交付税の推移 (兆円)

	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
地方交付税	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.3

3 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号)附則第14条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ、まち・ひと・しごと創生事業費を中心とした財源に活用

- ・ 平成29年度に活用することとしていた1,000億円に加え、平成31年度までの3年間で8,000億円以内(総額9,000億円以内)
- ・ 平成29年度は4,000億円を活用

4 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の「公共施設等最適化事業費」について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上

○ 公共施設等適正管理推進事業費 3,500億円(㊸ 2,000億円)

(㊸は公共施設等最適化事業費として計上)

※ このほか公共施設等適正管理推進事業の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を300億円充実

5 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成29年度においても引き続き1兆円を確保

6 緊急防災・減災事業費の拡充・延長

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

○ 緊急防災・減災事業費 5,000億円(㊸ 5,000億円)

7 歳出特別枠の確保

地方公共団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保(2,500億円)した上で、同額を歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)から減額(前年度と同水準の歳出規模を確保)

○ 地域経済基盤強化・雇用等対策費 1,950億円(㊸ 4,450億円)

8 地方財政の健全化

- ・ 前年度からの繰越金がない中で、概算要求時点で見込まれた臨時財政対策債の増加を可能な限り抑制
- ・ 平成29年度に予定していた交付税特別会計借入金の償還について、償還計画を見直し、1,000億円を後年度に繰り延べる一方で、4,000億円は着実に償還（㉘～㉚）4,000億円、以後1,000億円ずつ増額、㉛以降は1兆円を基本）

○ 臨時財政対策債の発行額	4兆 452億円	（前年度比 +2,572億円、+ 6.8%）
折半ルール分	6,651億円	（ 同 +3,904億円、+142.1%）
元利償還金分等	3兆3,802億円	（ 同 ▲1,331億円、▲ 3.8%）

<参考> 概算要求時点 4兆7,164億円（前年度比 9,284億円、+24.5%）

9 財源不足の補填

平成29年度における財源不足 6兆9,710億円（㉘）5兆6,063億円
 うち折半対象財源不足 1兆3,301億円（㉘） 5,494億円

- 平成29年度から平成31年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用することとし、平成29年度においては、以下のとおり財源不足を補填

【折半対象以外の財源不足】	5兆6,409億円
① 財源対策債の発行	7,900億円
② 地方交付税の増額による補填	1兆3,707億円
・ 一般会計における加算措置（既往法定分等）	6,307億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	3,400億円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	4,000億円
③ 交付税特別会計借入金償還繰延べ	1,000億円
※ 平成29年度に予定していた交付税特別会計借入金の償還（5,000億円）のうち4,000億円を償還し、1,000億円を後年度に繰延べ	
④ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	3兆3,802億円
【折半対象財源不足】	1兆3,301億円
① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算）	6,651億円
② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策特例加算相当額）	6,651億円

10 平成 29 年度の「社会保障の充実」等

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分等及び「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善に係る経費について、地方財政計画の歳出に計上し財源を確保

○ 社会保障の充実分等の事業費（公費）

① 社会保障の充実分 1兆8,388億円(㊸ 1兆5,295億円)

消費増収分（1.35兆円）と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（▲0.49兆円）を活用して実施

・ 国民健康保険への財政支援の拡充

平成30年度から都道府県が国民健康保険制度の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営ができるよう、国民健康保険への財政支援を拡充

保険者努力支援制度等の実施：平成30年度以降、約1,700億円

財政安定化基金：平成29年度に1,700億円規模

平成32年度末までに2,000億円規模

② 社会保障4経費の公経済負担増分 3,748億円(㊸ 3,684億円)

○ 「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善の事業費（公費）

1,913億円

Ⅲ 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

○ 震災復興特別交付税		4,503億円
	(前年度比 ▲299億円、▲6.2%)	
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要		
① 直轄・補助事業の地方負担分		3,272億円
② 地方単独事業分		842億円
・単独災害復旧事業		374億円
・中長期職員派遣、職員採用等		468億円
③ 地方税等の減収分		389億円
・地方税法等に基づく特例措置分		311億円
・条例減免分		78億円

※ 平成29年度の所要額は、4,503億円であるが、予算額は年度調整分1,039億円を除いた3,464億円(平成28年度予算額:3,478億円)となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23~29年度分の累計額は4兆4,536億円

公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の適正管理に要する経費について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、長寿命化事業等に対し地方財政措置を拡充

1. 地方財政計画への計上

公共施設等適正管理推進事業費の創設等

- 公共施設等の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として計上している現行の「公共施設等最適化事業費」（2,000億円）について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上（3,500億円）
- このほか公共施設等適正管理推進事業の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を計上（300億円）

2. 地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業債）

（1）対象事業

- ① 集約化・複合化事業：延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業【新規】
（公共用建物）：施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
（社会基盤施設（道路・農業水利施設））：所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
- ③ 転用事業：施設の他の用途への転用事業
- ④ 立地適正化事業【新規】：コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
- ⑤ 市町村役場機能緊急保全事業【新規】：昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
- ⑥ 除却事業

（2）地方債の充当率等

- ① 充当率90%、交付税措置率50%
- ②～④ 充当率90%、交付税措置率30%
- ⑤ 充当率90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率30%
※地方債の充当残については、基金の活用が基本
- ⑥ 充当率90%【現行75%から引き上げ】

（3）事業要件

- 公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であること
- 上記に加え、
 - ・ ①～③については、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）において、①～③の各事業類型に明確に位置付けられているものであること
 - ・ ④については、立地適正化計画に基づく事業であること
 - ・ ⑤については、個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものであること

（4）事業年度

- 平成29年度から平成33年度まで（5年間）
- ⑤については、緊急防災・減災事業の期間にあわせて平成32年度まで（4年間）

緊急防災・減災事業の拡充・延長

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業費について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで継続することとし、平成29年度は5,000億円を計上

1. 対象事業（※は、平成29年度以降の対象事業として追加したもの）

災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等

(1) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi※等）の整備 など

(2) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化※
- ② 消防の広域化又は共同化※に伴う高機能消防指令センターの整備
- ③ 防災行政無線のデジタル化 など

(3) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度から平成32年度まで

平成29年度の「社会保障の充実」等

- 平成29年度においては、
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の実施（「量的拡充」及び「質の向上」）
 - ・ 国民健康保険への財政支援の拡充
 - ・ 「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善などの措置を講じることとしている。
- これらに係る地方負担額について、地方財政措置を講じることとしている。

1. 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施
 - 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上
- (2) 国民健康保険への財政支援の拡充
 - 平成30年度から都道府県が国民健康保険制度の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営ができるよう、国民健康保険への財政支援を拡充
 - ① 平成30年度以降、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保
 - ② 財政安定化基金について、平成29年度はこれまでの積立分と合わせて1,700億円規模を確保し、平成32年度末までに、2,000億円規模を確保
 - ③ 平成29年度予算において、保険料の激変緩和のための約300億円及び①による活用も念頭に置いた約500億円を別途措置

<平成29年度「社会保障の充実」の主な項目>

(注) 計数は精査中。四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(単位: 億円)

項目	平成29年度 予算案(公費)	国		地方
		国	地方	地方
子ども・子育て支援	6,958	3,203		3,755
うち子ども・子育て支援新制度の実施	6,526	2,985		3,541
医療・介護	11,130	7,021		4,109
うち国保への 財政支援の 拡充				
財政安定化基金の造成	1,100	1,100		0
上記以外の財政支援の拡充	2,464	1,632		832
年金	299	286		13
合計	※ 18,388	10,511		7,877

※消費増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用して実施。なお、平成28年度予算では1.53兆円を計上。

2. 「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善

- 保育士について2%の処遇改善及び技能・経験を積んだ職員の追加的な処遇改善
- 介護人材についてキャリアアップの仕組みを構築し月額平均1万円相当の処遇改善 等
【公費：1,913億円（うち地方：961億円）】

※この他、新制度のスタートに当たり、処遇改善を着実に実施するための周知・広報等に要する経費（128億円：全額国費）がある。

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区分		平成29年度	平成28年度
歳入合計	①	866,198	857,593
地方税	②	390,663	387,022
地方譲与税	③	25,364	24,322
地方特例交付金	④	1,328	1,233
地方交付税	⑤	163,298	167,003
地方債	⑥	91,907	88,607
うち臨時財政対策債	⑦	40,452	37,880
復興・復元・興業分	⑧	▲ 77	▲ 79
全国防災・充当分	⑨	▲ 225	▲ 589
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	620,803	616,792
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	67.0%	67.5%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	10.6%	10.3%

（参考）

- 地方の借入金残高 194.8兆円（平成29年度末見込み）
（東日本大震災分を含む） ※ 197.5兆円（平成28年度末見込み）
- 交付税特別会計借入金残高 32.0兆円（平成29年度末）
 ※ 32.4兆円（平成28年度末）

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

		(単位: 億円、%)				
区 分		平成 29 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 増 減 (C)	率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	390,663	387,022	3,641		0.9
	地 方 譲 与 税	25,364	24,322	1,042		4.3
	地 方 特 例 交 付 金	1,328	1,233	95		7.7
	地 方 交 付 税	163,298	167,003	△ 3,705	△	2.2
	国 庫 支 出 金	135,386	132,184	3,202		2.4
	地 方 債	91,907	88,607	3,300		3.7
	うち臨時財政対策債	40,452	37,880	2,572		6.8
	うち財源対策債	7,900	7,900	0		0.0
	使用料及び手数料	16,184	16,247	△ 63	△	0.4
	雑 収 入	42,370	41,643	727		1.7
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 77	△ 79	2	△	2.5
	全国防災事業一般財源充当分	△ 225	△ 589	364	△	61.8
	計	866,198	857,593	8,605		1.0
	一 般 財 源 (水準超経費を除く)	620,803 602,703	616,792 602,292	4,011 411		0.7 0.1
歳 出	給 与 関 係 経 費	203,209	203,274	△ 65	△	0.0
	退 職 手 当 以 外	186,737	185,807	930		0.5
	退 職 手 当	16,472	17,467	△ 995	△	5.7
	一 般 行 政 経 費	365,590	357,931	7,659		2.1
	補 助	197,809	190,004	7,805		4.1
	単 独	140,213	140,374	△ 161	△	0.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,068	15,053	15		0.1
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0		0.0
	重点課題対応分	2,500	2,500	0		0.0
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	1,950	4,450	△ 2,500	△	56.2
	公 債 費	125,902	128,051	△ 2,149	△	1.7
	維 持 補 修 費	12,621	12,198	423		3.5
	投 資 的 経 費	113,570	112,046	1,524		1.4
	直 轄 補 助	57,273	57,705	△ 432	△	0.7
	単 独	56,297	54,341	1,956		3.6
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0		0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費 ※平成28年度は公共施設等最適化事業費	3,500	2,000	1,500		75.0
	公 営 企 業 繰 出 金	25,256	25,143	113		0.4
	企業債償還費普通会計負担分	15,863	15,905	△ 42	△	0.3
	そ の 他	9,393	9,238	155		1.7
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	18,100	14,500	3,600		24.8	
計	866,198	857,593	8,605		1.0	
(水準超経費除く)	848,098	843,093	5,005		0.6	
地 方 一 般 歳 出	706,333	699,137	7,196		1.0	

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

区 分		(単位: 億円、%)			
		平成 29 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増 減 (A)-(B)	増 減 額 率 (C)/(B)
歳 入	震 災 復 興 特 別 交 付 税	4,503	4,802	△ 299	△ 6.2
	一 般 財 源 充 当 分	77	79	△ 2	△ 2.5
	国 庫 支 出 金	8,059	12,528	△ 4,469	△ 35.7
	地 方 債 入	161	331	△ 170	△ 51.4
	雑 収 入	42	59	△ 17	△ 28.8
計		12,842	17,799	△ 4,957	△ 27.8
歳 出	給 与 関 係 経 費	96	104	△ 8	△ 7.7
	一 般 行 政 経 費	4,200	5,464	△ 1,264	△ 23.1
	補 助 独 単	3,374	4,625	△ 1,251	△ 27.0
	公 債 費	826	839	△ 13	△ 1.5
	投 資 的 経 費	43	60	△ 17	△ 28.3
	直 轄 ・ 補 助 独 単	8,341	12,024	△ 3,683	△ 30.6
	公 營 企 業 繰 出 金	7,967	11,648	△ 3,681	△ 31.6
	公 營 企 業 繰 出 金	374	376	△ 2	△ 0.5
計		162	147	15	10.2
計		12,842	17,799	△ 4,957	△ 27.8

(2) 全国防災事業

区 分		(単位: 億円、%)			
		平成 29 年度 (A)	平成 28 年度 (B)	増 減 (A)-(B)	増 減 額 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	720	720	0	0.0
	一 般 財 源 充 当 分	225	589	△ 364	△ 61.8
	雑 収 入	1	1	0	0.0
計		946	1,310	△ 364	△ 27.8
歳 出	公 債 費	946	1,310	△ 364	△ 27.8
	計	946	1,310	△ 364	△ 27.8

(参考)

通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

区 分		平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	391,383	387,742	3,641	0.9
	地 方 譲 与 税	25,364	24,322	1,042	4.3
	地 方 特 例 交 付 金	1,328	1,233	95	7.7
	地 方 交 付 税	167,801	171,805	△ 4,004	△ 2.3
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	163,298	167,003	△ 3,705	△ 2.2
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	4,503	4,802	△ 299	△ 6.2
	国 庫 支 出 金	143,445	144,712	△ 1,267	△ 0.9
	地 方 債	92,068	88,938	3,130	3.5
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	40,452	37,880	2,572	6.8
	う ち 財 源 対 策 債	7,900	7,900	0	0.0
	使 用 料 及 び 手 数 料	16,184	16,247	△ 63	△ 0.4
	雑 収 入	42,413	41,703	710	1.7
	計	879,986	876,702	3,284	0.4
一 般 財 源	626,328	622,982	3,346	0.5	
歳 出	給 与 関 係 経 費	203,305	203,378	△ 73	△ 0.0
	退 職 手 当 以 外	186,833	185,911	922	0.5
	退 職 手 当	16,472	17,467	△ 995	△ 5.7
	一 般 行 政 経 費	369,790	363,395	6,395	1.8
	補 助	201,183	194,629	6,554	3.4
	単 独	141,039	141,213	△ 174	△ 0.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,068	15,053	15	0.1
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	重 点 課 題 対 応 分	2,500	2,500	0	0.0
	地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	1,950	4,450	△ 2,500	△ 56.2
	公 債 費	126,891	129,421	△ 2,530	△ 2.0
	維 持 補 修 費	12,621	12,198	423	3.5
	投 資 的 経 費	121,911	124,070	△ 2,159	△ 1.7
	直 轄 ・ 補 助	65,240	69,353	△ 4,113	△ 5.9
	単 独	56,671	54,717	1,954	3.6
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費 ※平成28年度は公共施設等最適化事業費	3,500	2,000	1,500	75.0
公 営 企 業 繰 出 金	25,418	25,290	128	0.5	
企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	15,863	15,905	△ 42	△ 0.3	
そ の 他	9,555	9,385	170	1.8	
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	18,100	14,500	3,600	24.8	
計	879,986	876,702	3,284	0.4	
地 方 一 般 歳 出	719,132	716,876	2,256	0.3	

<資料3>

資料1

平成29年度 普通交付税の算定方法の改正について

1 「「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善の事業費」(H29年度地方財政計画：961億円)に対応した算定

地方財政計画に計上することとしている「「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善の事業費」に対応し、その地方負担（961億円）を普通交付税において算定することとしている。

2 「まち・ひと・しごと創生事業費」(H29年度地方財政計画：1兆円)に対応した算定

地方財政計画に計上することとしている「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応し、「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において算定することとしている。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、平成29年度は「取組の必要度」に応じて4,670億円程度（道府県分1,560億円程度、市町村分3,110億円程度）、「取組の成果」に応じて1,330億円程度（道府県分440億円程度、市町村分890億円程度）を算定することとしている。

また「地域の元気創造事業費」の算定においては、平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1,000億円シフトすることとしており、平成29年度は「行革努力分」として2,670億円程度（道府県分670億円程度、市町村分2,000億円程度）、「地域経済活性化分」として1,230億円程度（道府県分310億円程度、市町村分920億円程度）を算定することとしている。

これらの算定にあたっては、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしている。

3 「地域経済基盤強化・雇用等対策費」(H29年度地方財政計画:1,950億円)に対応した算定

地方財政計画の歳出における特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」に対応し、臨時費目「地域経済・雇用対策費」により、1,300億円程度(道府県分570億円程度、市町村分730億円程度)、既存費目の単位費用への算入により650億円程度(道府県分330億円程度、市町村分320億円程度)を算定することとしている。

4 「トップランナー方式」等を反映した算定

トップランナー方式(歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組)について、平成29年度においては、平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施するとともに、青少年教育施設管理及び公立大学運営の2業務について、新たにトップランナー方式を導入することとしている。

また、引き続き、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映するとともに、本庁舎清掃等の9業務について、引き続き小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしている。

また、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し(上位3分の1の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定)については、段階的な反映における2年目の見直しを実施することとしている。

5 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に対応した算定

県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に対応し、事務の移譲に伴う標準的な経費について指定都市の基準財政需要額に全額算入するとともに、税源移譲による影響額について、指定都市の基準財政収入額に100%算入することとしている。

6 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成27年度又は平成28年度に見直しを行った事項については、引き続き段階的に交付税の算定に反映することとしている。

また、平成26年度に創設した支所に要する経費に係る補正について、旧市町村地域における交通手段確保、景観保全、荒廃防止等に要する経費を増額することによる補正の拡充、その他の教育費において学校給食経費に係る人口密度に応じた補正の新設並びに都市計画費、その他の土木費及び農業行政費において単位費用の見直しを行うこととし、平成29年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映することとしている。

なお、資料は後日配布することとしている。

7 福祉事務所設置町村に係る交付税算定

福祉事務所設置町村における生活保護の実施や児童扶養手当の支給等の経費については、これまで特別交付税において算定を行ってきたところであるが、平成29年度から普通交付税において算定することとしている。

資料2

平成29年度普通交付税額の推計について

個別算定経費

A1

(地域経済・雇用対策費、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費及び公債費・事業費補正を除く)

○推計参考伸率 (前年度算定比) 道府県分±0.0% 市町村分+0.5%

+

包括算定経費

A2

○推計参考伸率 (前年度算定比) 道府県分△5.0% 市町村分△4.0%

+

地域経済・雇用対策費

A3

○当該団体で推計

+

地域の元気創造事業費

○当該団体で推計 別添資料4を参照

+

人口減少等特別対策事業費

○当該団体で推計 別添資料4を参照

+

公債費・事業費補正

A4

○当該団体で推計

|

臨時財政対策債発行可能額

○当該団体で推計 別添資料8を参照

|

基準財政収入額

A5

○当該団体で推計

||

普通交付税額

個別算定経費の留意点

前年度算定時の個別算定経費から地域経済・雇用対策費、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費及び公債費・事業費補正を除いた経費を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

ただし、政令指定都市を包括する道府県及び政令指定都市においては、推計参考伸率を勘案したうえで、さらに県費負担教職員の給与負担事務の移譲の影響による増減を見込むこと。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体の全国総額を基礎として伸率を算出したものであるので、各団体ごとの態容や基礎数値の変動などにより異なる点に留意し、勘案すること（次ページ以降参照）。

a. 測定単位の変動による増減

《国勢調査数値の置き換え、教職員数、児童・生徒数等の
毎年の更新》

○国勢調査数値の置き換え

・65歳以上人口、75歳以上人口【高齢者保健福祉費】

※前回の国勢調査数値の置き換え時と比較して各地方団体ごとに伸率の
違いが大きいことに留意。

(全国平均伸率:65歳以上人口14.5%、75歳以上人口14.6%)

・世帯数【徴税費、戸籍住民基本台帳費】

・林業及び水産業の従業者数【林野水産行政費】

・人口(確定値)【社会福祉費、衛生費等】

○教職員数等の更新(毎年)

・教職員数(5月1日現在標準法定数見込み)

・児童、生徒数(5月1日現在見込み) 等

A1-b

b. 密度補正等の基礎数値の変動による増減

《1～3号認定子どもの数、障害福祉サービス利用者数、
介護サービス受給者数、生活保護扶助者数等の更新》

○**密度補正等の基礎数値の変動（毎年）**

- ・全般的に密度補正等の基礎数値の変動には留意が必要だが、特に1～3号認定子どもの数、障害福祉サービス利用者数、介護サービス受給者数、生活保護扶助者数、土砂災害防止法に基づく基礎調査実施箇所数等の基礎数値が大幅に変動することにより基準財政需要額の伸びが異なるケースが多いことに留意。
- ・平成28年度に引き続き、私立幼稚園の新制度への移行に伴う1、2号認定を受けた子どもの数の変動に留意（道府県分においては、測定単位（私立学校の幼児数）の変動に留意）。

A1-c~d

c. 福祉事務所設置町村に係る算定の見直し

福祉事務所設置町村が行う生活保護の実施や児童扶養手当の支給等の事務に係る経費について、平成29年度より普通交付税の算定に移行することに伴い、福祉事務所設置町村を包括する道府県においては需要額の減、福祉事務所設置町村においては需要額の増となることに留意。

<算定方法>

- 生活保護費：測定単位を以下のとおり変更して算定
 - ・道府県 福祉事務所設置町村を除く町村の人口
 - ・市町村 市又は福祉事務所設置町村の人口
- 社会福祉費：普通態容補正(権能差)により算定

d. その他

最近の決算の状況等を踏まえ、普通態容補正の個別係数等の補正係数を見直すことがあること。

A 2

包括算定経費の留意点

前年度算定時の包括算定経費を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体の全国総額を基礎として伸率を算出したものであるため、団体の規模(人口・面積)により異なる点に留意し、勘案すること。

A 3

地域経済・雇用対策費の留意点

前年度と同様の指標により、1,300億円程度
〔 道府県分570億円程度(▲430億円、▲43%)
市町村分730億円程度(▲570億円、▲44%) 〕
を算定する予定。

公債費・事業費補正の留意点

① 新規に発行したもの、据置期間が終了して元利償還金
が大きく増額するものに留意。

・臨時財政対策債 ・合併特例債 等

② 償還が終了するものについて漏れなく反映し、過大に
見積もらないこと。

・地域総合整備事業債 ・辺地、過疎対策事業債 ・地方税減収補填債
・減税補填債 ・臨時地方道整備事業債 等

特に下記の起債が、平成28年度で償還が終了し、平成29年度に償還
額が大幅に減になることに留意。

<道府県分>

臨時地方道路整備事業債(H8債)

地方税減収補填債(H7債)

財源対策債(H7債)

<市町村分>

地域総合整備事業債(H13債)【全市町村共通】

臨時経済対策事業債(H13債)【全市町村共通】

臨時地方道路整備事業債(H8債)【全市町村共通】

財源対策債(H7債)【全市町村共通】

基準財政収入額

A 5

① 法人関係税及び利子割（交付金）

29年度調定見込額（10月照会）× 乗率 × 0.75 + 精算見込額

- 法人税割の乗率 道府県1.07、市町村1.08
- 法人事業税の乗率 道府県0.81(所得・収入金課税分)、1.88(外形標準課税分)
- 利子割の乗率 道府県1.46
- 利子割交付金の乗率 市町村1.67

※ 法人関係税の調定見込額は、現事業年度分のみ対象

② 地方消費税（交付金） 地方消費税の引上げによる増取分は100%算入

- <道府県> 前年度の基準財政収入額 × 0.95
- <市町村> 前年度の基準財政収入額 × 0.95

※ 上記乗率は、100%算入反映後の乗率

③ その他の税目

前年度の各税目毎の基準財政収入額 × 地財計画の増減率

※1 基準財政収入額の推計に際しては、別添資料7「基準財政収入額の推計に係る留意事項について」を参照
 ※2 基準財政収入額の算定においては、各団体の当該年度の予算額ではなく前年度収入実績を基礎として算定。

+

税源移譲相当額（個人住民税） 100%算入

- ・ 所得税から個人住民税への税源移譲
 - ・ 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲
- 当該団体で推計

+

地方法人特別譲与税<道府県> × 0.75

前年度の基準財政収入額 × 乗率 × 0.75 + 精算見込額
 ○ 乗率 1.07

+

地方特例交付金 × 0.75

○ 当該団体で推計

+

東日本大震災に係る特例加算額（減収見込額） × 0.75

○ 当該団体で推計

||

29年度基準財政収入額推計値

資料3

「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の
処遇改善に対応した普通交付税の算定について

- 「「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の
処遇改善の事業費」(※)に対応し、その地方負担(961億円)を
普通交付税において算定。

※ 具体的には、以下のとおり処遇改善を実施

- ・ 保育士等について2%の処遇改善及び技能・経験を積んだ職員
に対する追加的な処遇改善
- ・ 介護人材及び障害福祉人材についてキャリアアップの仕組みを
構築し月額平均1万円相当の処遇改善 等

算定額等

- 以下の費目において単位費用により措置(一部の経費は密度
補正の対象)。

- ・ 社会福祉費 640億円(道府県 340億円、市町村 300億円)
- ・ その他の教育費 34億円(道府県 17億円、市町村 17億円)
- ・ 高齢者保健福祉費 280億円(道府県 149億円、市町村 131億円)
- ・ 衛生費 7億円(道府県 7億円)

資料4

※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。

平成29年度 人口減少等特別対策事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト

平成29年度算定額

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,560億円程度	440億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,110億円程度	890億円程度	4,000億円程度
計	4,670億円程度	1,330億円程度	6,000億円程度
(前年度比増減額)	(△330億円程度)	(+330億円程度)	

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

[道府県 : 1,700円 市町村 : 3,400円]

《取組の必要度》

$$\text{経常態容補正 I} = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) \times \alpha$$

- A : 人口増減率 / 全国平均 (注)
- B : 全国平均 / 転入者人口比率
- C : 転出者人口比率 / 全国平均
- D : 全国平均 / 年少者人口比率
- E : 自然増減率 / 全国平均 (注)
- F : 全国平均 / 若年者就業率
- G : 全国平均 / 女性就業率
- H : 1 / 有効求人倍率
- I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

(注) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出

《取組の成果》

$$\text{経常態容補正 II} = (0.4J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O + 0.1P) \times r \times \beta$$

- J : 人口増減率[※]
- K : 転入者人口比率
- L : 転出者人口比率
- M : 年少者人口比率[※]
- N : 出生率
- O : 若年者就業率
- P : 女性就業率
- r : 条件不利地域の割増率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し (注)

[※は、指定都市・中核市・都市・町村ごとに改善度合を比較 (市町村)]

(注) 例えば、人口増減率については、H14~16の人口増減率の平均値とH26~28の人口増減率の平均値の差を改善度合としている

※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。

平成29年度 地域の元気創造事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映
- ・平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1,000億円シフト

平成29年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	670億円程度	310億円程度	980億円程度
市町村分	2,000億円程度	920億円程度	2,920億円程度
計	2,670億円程度	1,230億円程度	3,900億円程度
(前年度比増減額)	(△330億円程度)	(+330億円程度)	

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

〔道府県：950円 市町村：2,530円〕

《行革努力分》経常態容補正 I = (0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) × α

- A : 職員数削減率
- B : ラスパイレス指数 (前年度)
- C : ラスパイレス指数 (直近5か年平均)
- D : 人件費削減率
- E : 人件費を除く経常的経費削減率
- F : 地方債残高削減率
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

各団体の削減率と全国の削減率との差 (ラスパイレス指数については、指数100との差) に応じて割増し又は割落し

(注) 削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出

《地域経済活性化分》経常態容補正 II =

<道府県> (0.1125G + 0.1125H + 0.1125I + 0.1125J + 0.1125K + 0.1125L
+ 0.1125M + 0.1125N + 0.1O) × r × β

<市町村> (0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.1125K + 0.1125L
+ 0.1125M + 0.1125N + 0.1O) × r × β

- G : 第一次産業産出額 (道府県) ・ 農業産出額 (市町村)
- H : 製造品出荷額
- I : 小売業年間商品販売額
- J : 日本人延べ宿泊者数 ・ 外国人延べ宿泊者数 (道府県)
- K : 若年者就業率
- L : 女性就業率
- M : 従業者数[※]
- N : 事業所数[※]
- O : 一人当たり県民所得 (道府県) ・ 一人当たり地方税収 (市町村)
- r : 条件不利地域の割増率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し

〔※は、指定都市・中核市・都市、町村ごとに改善度合を比較 (市町村)〕

※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。

(参考)

1. 条件不利地域の割増しについて

(1) 割増対象団体

以下の①又は②の団体であって、財政力指数が全国平均未満（都道府県0.51、市町村0.50）の団体

- ① 区域の全部又は一部が、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村
- ② ①以外の団体であって、取組の必要度（人口減少等特別対策事業費）の係数が1を超えている都道府県又は市町村

(2) 割増率

- ①に係る対象団体：区域の全部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は1.2、区域の一部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は1.1とし、取組の必要度の係数による率 $(1 + (\text{取組の必要度の係数} - 1) \div 2)$ が上回る場合は当該率
- ②に係る対象団体：取組の必要度の係数による率 $(1 + (\text{取組の必要度の係数} - 1) \div 2)$

2. 成果の反映方法の見直しについて

一部の指標*について、全国平均との比較ではなく、指定都市・中核市、都市、町村ごとの平均的な改善度合と比較することによって成果を反映

※人口増減率、年少者人口比率、従業者数、事業所数

3. 指標の見直しについて

(1) 「出生率」（人口減少等特別対策事業費における取組の成果）

- ・「自然増減率」を廃止し、「出生率」を指標に加える
- ・道府県分については「合計特殊出生率」、市町村分については、団体ごとの年齢構成の違いを反映した「修正後女性人口に対する出生数の割合」を用いる

(2) 「延べ宿泊者数」等（地域の元気創造事業費における地域経済活性化分）

- ・道府県分において、「延べ宿泊者数」のウエイトを拡大し（0.05→0.1125）、指標を「日本人延べ宿泊者数」と「外国人延べ宿泊者数」に見直す（ウエイトは1:1とし、それぞれこれまでと同様の方式で係数化した上でその平均値を用いる）
- ・市町村分において、「転入超過率」を廃止

4. その他

(1) 絶対値の併用

一部の指標*について、指標の過去からの改善度合に加え、直近の絶対値が全国平均を上回る度合に応じて割増し（人口減少等特別対策事業費、地域の元気創造事業費）

※出生率、若年者就業率、女性就業率

(2) 指標の見直し等の段階的反映

成果へのシフトに当たって、現行の係数（人口減少等特別対策事業費における取組の成果及び地域の元気創造事業費における地域経済活性化分）から見直し後の係数への移行は3年間かけて段階的に行う

資料5

トップランナー方式の推進について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

平成28年度の取組

- 多くの団体で業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

- | | | |
|-------------|-----------|------------|
| ◇学校用務員事務 | ◇公用車運転 | ◇プール管理 |
| ◇道路維持補修・清掃等 | ◇一般ごみ収集 | ◇公園管理 |
| ◇本庁舎清掃 | ◇学校給食(調理) | ◇庶務業務の集約化 |
| ◇本庁舎夜間警備 | ◇学校給食(運搬) | ◇情報システムの運用 |
| ◇案内・受付 | ◇体育館管理 | |
| ◇電話交換 | ◇競技場管理 | |

平成29年度の取組

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入。

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	—	指定管理者制度導入
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化

トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について

【都道府県分】

対象業務	基準財政需要額の 算定項目	見直し内容				見直し 年数	基準財政需要額の 算定基礎とする 業務改革の内容		
		経費水準の見直し			経費区分の 見直し (給与費→ 委託料等)				
		見直し前年度 (H26導入分・平成27年度) (H28導入分・平成28年度)	平成29年度	見直し 最終年度					
H26導入分	◇学校用務員事務 (高等学校、 特別支援学校)	高等学校費	388,570(千円)	366,025(千円)	332,208(千円)	○	民間委託等		
		特別支援学校費	57,312(千円)	54,592(千円)	50,510(千円)	○			
	◇道路維持補修・ 清掃等	道路橋りょう費	4,062,692(千円)	3,721,329(千円)	3,550,647(千円)			3	
	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	466,812(千円)	378,569(千円)	334,448(千円)	○		3	
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	25,629(千円)	据え置き	据え置き	○		-	指定管理者制度 導入、民間委託等
	◇公園管理	その他の土木費	161,345(千円)	据え置き	据え置き	○		-	
◇庶務業務 (人事・給与・旅費、 福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括 的に算定	8,270(千円) の減	8,270(千円) の減	○	1	庶務業務の集約化		
H28導入分	◇青少年教育施設 管理	その他の教育費	162,599(千円)	155,389(千円)	140,969(千円)	○	3	指定管理者制度導入	
	◇公立大学運営	その他の 教育費	理科学部 1,694(千円/ 人)	1,647(千円/ 人)	1,460(千円/ 人)	○	5	地方独立行政法人化	
		保健系学部 1,938(千円/ 人)	1,884(千円/ 人)	1,668(千円/ 人)					

【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の 算定項目	見直し内容				見直し 年数	基準財政需要額の 算定基礎とする 業務改革の内容		
		経費水準の見直し			経費区分の 見直し (給与費→ 委託料等)				
		見直し前年度 (H26導入分・平成27年度) (H28導入分・平成28年度)	平成29年度	見直し 終了年度					
H26導入分	◇学校用務員事務 (小学校、中学校、 高等学校)	小学校費	3,707(千円/ 1校)	3,395(千円/ 1校)	2,927(千円/ 1校)	○	5		
		中学校費	3,707(千円/ 1校)	3,395(千円/ 1校)	2,927(千円/ 1校)	○			
		高等学校費	7,353(千円/ 1校)	6,873(千円/ 1校)	6,152(千円/ 1校)	○			
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	143,955(千円)	139,129(千円)		3	民間委託等	
	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	48,097(千円)	44,359(千円)	○	3		
	◇一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
	◇学校給食(調理)	小学校費	20,255(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
	◇学校給食(運搬)	中学校費	12,782(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	30,084(千円)	29,441(千円)	○	3		指定管理者制度 導入、民間委託等
	◇公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
◇庶務業務 (人事・給与・旅費、 福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず 包括的に算定	4,560(千円) の減	11,398(千円) の減	○	5	庶務業務の集約化		
◇情報システムの運用 (住民情報関連システム、 税務関連システム、 福祉関連システム等)	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	14,705(千円)	13,265(千円)	○	3	情報システムの クラウド化		
	徴収費	32,030(千円)	26,783(千円)	24,160(千円)					
	包括算定経費	36,204(千円)	30,274(千円)	27,309(千円)					
H28導入分	◇公立大学運営	その他の 教育費	理科学部 1,694(千円/ 人)	1,647(千円/ 人)	1,460(千円/ 人)	○	5	地方独立行政 法人化	
		保健系学部 1,938(千円/ 人)	1,884(千円/ 人)	1,668(千円/ 人)					

基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し

- 地方税の実効的な徴収対策を行う地方自治体の徴収率を標準的な徴収率(※)として基準財政収入額の算定に反映

※〔見直し前〕全国の平均的な徴収率 → 〔見直し後〕上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率
(平成28年度から5年間で段階的に反映)

➡ 実効的な徴収対策の一層の取組を促進

		見直し前	見直し後		参考 (32年度予定)
			(28年度)	(29年度)	
都道府県税	個人均等割	98.0%	98.1%	98.2%	98.6%
	所得割	98.0%	98.1%	98.2%	98.6%
	個人事業税	98.5%	98.6%	98.6%	98.8%
	不動産取得税	96.5%	96.9%	97.3%	98.5%
	ゴルフ場利用税	99.7%	99.8%	99.8%	100.0%
	鉱区税	98.5%	98.8%	99.1%	100.0%
市町村税	個人均等割	98.0%	98.1%	98.2%	98.6%
	所得割	98.0%	98.1%	98.2%	98.6%
	固定資産税(土地)	98.0%	98.1%	98.2%	98.6%
	固定資産税(家屋)	98.0%	98.1%	98.2%	98.5%
	固定資産税(償却)	98.5%	98.6%	98.7%	99.0%
	事業所税	99.8%	99.8%	99.8%	99.9%

資料6

県費負担教職員の給与負担事務の
道府県から指定都市への移譲について

- 平成29年度から、県費負担教職員の給与負担事務について、道府県から指定都市へ移譲。事務移譲とあわせて個人住民税所得割2%分の税源移譲を行う(今国会提出の地方税法等改正法案に規定)。
- 移譲された事務が円滑に執行できるよう以下のとおり算定。

権限移譲に係る地方交付税の対応

(1) 基準財政需要額

- 経費負担の実態を踏まえた措置を講じつつ、事務の移譲に伴う標準的な経費を基準財政需要額に全額算入する。
 - その他の教育費の普通態容補正(権能差)により措置
(各指定都市の年齢構成の差等による給与水準の差や、級地に応じた地域手当の差等を適切に反映)

(2) 基準財政収入額

- 指定都市においては、税源移譲前の算定方法による基準財政収入額に今回の税源移譲による影響額の全額を加算する。
- 指定都市を包括する道府県においては、税源移譲前の算定方法による基準財政収入額から今回の税源移譲による影響額の全額を控除する。

基準財政収入額の推計に係る留意事項について

- 1 基準財政収入額の見積りに当たっては、前年度(平成28年度)の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。
- 2 個人住民税(所得割)の推計に当たっては、課税状況調における各団体の算出税額や納税義務者数の増減等により、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。
- 3 地方消費税及び地方消費税交付金の推計に当たっては、清算基準の見直し及び統計数値(国勢調査人口)の更新に留意し、過少に見積もることのないようにすること。また、地方法人特別譲与税の推計に当たっても、統計数値(国勢調査人口)の更新に留意し、過少に見積もることのないようにすること。
 なお、基準財政収入額の算定に際しては、算定方法の見直し等、所要の改正を行うこととしている。
- 4 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う個人住民税所得割の税源移譲による影響額については、基準財政収入額に100%算入することとしていることに留意すること。
 なお、平成29年度においては、道府県民税所得割臨時交付金(仮称)及び分離課税所得割交付金(仮称)について、交付見込額の全額を道府県の基準財政収入額から控除するとともに、収入見込額の全額を指定都市の基準財政収入額に加算するものであること。
- 5 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う減収見込額については、その75%が基準財政収入額に加算されることから、各団体の所要額により見積もること。
- 6 上記のほか、現時点では、前年度の基準財政収入額(精算分を除く)に地財計画の増減率等乗じるなどの方法により全国(交付団体)の総額を見積もっている。

(1) 平成28年度調定見込額(平成28年11月11日付事務連絡)を基礎として見積もるもの

区 分	見 積 り 方 法
法人関係税	法人税割 28年度「調定見込額(現事業年度分)」に、 道府県分にあつては、1.07程度 市町村分にあつては、1.08程度 を乗じて試算 法人事業税 28年度「所得・収入金課税分に係る調定見込額(現事業年度分)」に、0.81程度 28年度「外形標準課税分に係る調定見込額(現事業年度分)」に、1.88程度 を乗じて試算 ※上記乗率は、調定見込額から平均的な伸率を推計したものである。
利子割(交付金)	28年度「調定見込額」に、 道府県分にあつては、1.46程度 市町村分にあつては、1.67程度 を乗じて試算

(2) 平成28年度の基準財政収入額に地財計画の増減率を乗じて見積もるもの

区 分	道 府 県 分	市 町 村 分
配当割(交付金)	0.75程度	0.75程度
株式等譲渡所得割(交付金)	0.56程度	0.56程度
自動車取得税(交付金)	1.37程度	1.18程度
軽油引取税(交付金)	1.01程度	1.03程度
地方消費税(交付金)	0.95程度	0.95程度
地方法人特別譲与税	1.07程度	-

※地方消費税(交付金)及び地方法人特別譲与税に係る乗率は、平均的な伸率を推計したものである(実際の伸率は団体ごとに一律ではない)。

資料 8

平成29年度の臨時財政対策債発行可能額について

1 都道府県と市町村の総額

平成29年度における都道府県及び市町村の臨時財政対策債の発行可能額は、県費負担教職員の給与負担事務の移譲に係る影響も勘案し、下表のとおりとする見込み。

(単位：億円)

区 分	平成29年度	平成28年度	差引	伸び率
都道府県	22,175	21,701	474	2.2%
市町村	18,277	16,179	2,098	13.0%
合 計	40,452	37,880	2,572	6.8%

2 臨時財政対策債発行可能額の算定方法

各団体の控除前財源不足額（基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）と基準財政収入額の差額）を基礎として算定することとしている。

3 算式

各地方公共団体の発行可能額については、以下の算式により算定する見込み。

なお、この場合、算定された臨時財政対策債発行可能額については、当該団体の基準財政需要額から振り替えることとしている。

<算式>

$$\text{発行可能額} = A \times X \times \alpha$$

$$\text{※ } X \text{ は右記により算定 } X = B / (B + C) \times D$$

A：控除前財源不足額（当該団体における基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）と基準財政収入額の差額）

B：臨時財政対策債の全国総額（都道府県・市町村別）

C：普通交付税の交付基準額の全国総額（都道府県・市町村別）

D：「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」（H24～28 平均）を用いた補正係数

（合併算定替適用市町村におけるDの算出に当たっては、合併関係市町村の「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」（H24～28 平均）を、合併市町村の権能（政令市、中核市・特例市、その他の市町村）に対応した算式に適用

α ：総額に合わせ付けるための率

（参考）Xのイメージ（現時点の試算値であり、算定時に変動）

都道府県（例）

基準財政収入額 基準財政需要額 (臨時債発行可能額振替前)	X
0.70	0.60 程度
0.60	0.45 程度
0.50	0.35 程度
0.50 未満	0.35 程度未満

市町村（例）

基準財政収入額 基準財政需要額 (臨時債発行可能額振替前)		X		
		(政令市)	(中核市・特例市)	(その他の市町村)
1.00	0.85 程度	0.85 程度	0.85 程度	0.85 程度
0.90	0.85 程度	0.85 程度	0.85～0.75 程度	0.80～0.70 程度
0.70	0.60 程度	0.60 程度	0.55～0.45 程度	0.45～0.35 程度
0.60	0.45 程度	0.45 程度	0.40 程度	0.35 程度
0.60 未満	0.45 程度未満	0.40 程度未満	0.40 程度未満	0.35 程度未満